

第 29 回人権理事会記録

房野 桂 作成

2015年6月15日(月)午前・昼

議事項目 1: 組織と手続き上の問題

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書及び人権高等弁務官事務所・事務総長報告書

人権高等弁務官ステートメント

Zeid Ra'Ad Al Hussein

国連人権高等弁務官年次報告書及び人権高等弁務官事務所・事務総長報告書に関する一般討論

モロッコ(フランス語圏国際団体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、エジプト(有志諸国グループを代表)、ノルウェー(超地域グループ諸国を代表)、アイスランド、ドイツ、モロッコ、カタール、韓国、シエラレオネ、米国、サウジアラビア、インドネシア、英国、南アフリカ、パキスタン、日本、ナミビア、キューバ、ポルトガル、モンテネグロ、ロシア連邦、エチオピア、キューバ、エルサルヴァドル、ガーナ、アルゼンチン、アルジェリア、パラグアイ、ブラジル、バングラデシュ、インド、フランス

日本のステートメント: 日本は性的暴力を防止し、被害者を支援するために、国際団体との協働を継続している。日本は、ハンセン氏病の影響を受けた人々に対する継続する汚名と差別に対処し、この問題に関する決議案を提出するつもりである。朝鮮民主主義人民共和国における人権侵害は、継続して重大な問題であり、日本は、ソウルにおける現地のベース構造の設立を歓迎している。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ外務大臣ステートメント

Igor Crnadak

英国外務・連邦事務所国務大臣ステートメント

Baroness Anelay

一般討論(継続)

ボツワナ、ボリヴィア多民族国家、ナイジェリア、メキシコ、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、モルドヴァ共和国、エジプト、モルディヴ、モザンビーク、トルコ、チュニジア、ウクライナ、イラク、ベナン、イスラエル、スイス、オーストラリア、ギリシャ、チリ、チェコ共和国、アンゴラ、イタリア、朝鮮民主主義人民共和国、ベルギー、ヨルダン、スペイン、セネガル、バーレーン、アゼルバイジャン、タイ、マレーシア、ネパール、シリア・アラブ共和国、ニジェール、トーゴ、スーダン、ウルグアイ、イラン・イスラム共和国、ブルンディ、フィリピン、ホンデュラス、クウェート、南スーダン、ブルキナファソ、ウガンダ、カナダ、リビア、チャド、マサイ人権サーヴィス、アメリカ法律家協会、世界市民参画同盟---CIVICUS、国際国連青年学生運動、国際人権同盟連盟、Al Salam 財団、国連監視機構、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、関連南風の開発政策、バーレーン民主主義と人権のためのアメリカ人、人権監視機構、世界ムスリム会議

6月15日(月)午後

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の保護と推進

移動者の人権に関する強化された意見交換対話

開会ステートメント

1. Zeid Ra'Ad Al Hussein 国連人権高等弁務官
2. Gilbert Hounbo 国際労働機関副事務局長
3. Carol Batchelor 国連難民高等弁務官事務所(UHCR)国際保護部部長
4. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者

討議

欧州連合、アルジェリア、ロシア連邦、オーストラリア、ホーリーシー、ベルギー、インド、コストリカ、ナミビア、アルゼンチン、スウェーデン、イタリア、ネパール、チュニジア、エクアドル、シエラレオネ、エジプト、マレーシア、キューバ、スイス、セネガル、ユニセフ、韓国、イスラム会議団体、ブルガリア、モナコ、ブラジル、フィリピン、バングラデシュ、ニジェール、キプロス、トルコ、リビア、セルビア、マルタ、スペイン、米国、パキスタン、ジョージア、アルバニア、タイ、メキシコ、ニュージーランド、ギリシャ、イラク、アルジェリア、インドネシア、モロッコ、サウディアラビア、フランス、コーティヴォワール、中国、ガーナ、ミャンマー、オーストリア、ノルウェー、モンテネグロ、カタール、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、エルサルヴァドル、パナマ、ドミニカ共和国、ポルトガル、アジア人権開発フォーラム、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、法律と社会研究センター(人権センターとの共同声明)、Sudwind、人権監視機構、人権擁護アフリカ・ランコントロール

まとめ

Flavia Pensieri 人権副高等弁務官、Gilbert Hounbo、Laula Thompson 国際移動機関副事務局長、Carol Batchelor

6月15日(月)夜

議事項目 3(継続)

提出文書

1. 移動者の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/36)
2. 上記報告書付録、スリランカへのミッション報告書(A/HRC/29/36/Add.1)
3. 上記報告書付録、イタリアへのフォローアップ・ミッション報告書(A/HRC/29/36/Add.2)
4. 上記報告書付録、マルタへのミッション報告書(A/HRC/29/36/Add.3)
5. 上記報告書付録、スリランカによるコメント(A/HRC/29/36/Add.4)
6. 上記報告書付録、マルタによるコメント(A/HRC/29/36/Add.5)
7. 上記報告書付録、イタリアによるコメント(A/HRC/29/36/Add.6)
8. 全世界のロマ人の人権に関するマイノリティ問題に関する特別報告者の包括的調査報告書(A/HRC/29/24)
9. ハンガリーの基本的権利コミッショナー提出の情報(A/HRC/29/N1/1)

報告書プレゼンテーション

1. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者
2. Rita Izsak マイノリティ問題に関する特別報告者

当該国ステートメント

欧州連合、イタリア、マルタ、スリランカ

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、中国、ブラジル、ノルウェー、パラグアイ、シエラレオネ、オーストラリア、インド、メキシコ、ブルガリア、スペイン、ロシア連邦、欧州会議、チェコ共和国、アルジェリア、スーダン、テュニジア、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、トルコ、イタリア、マリ、ギリシャ、チリ、ボリヴィア多民族国家、アルゼンチン、フランス、スイス、ブルキナファソ、コスタリカ、オーストリア、アルバニア

答弁権行使

ブルンディ: この理事会で、ブルンディで何が起きているかについて事実の捻じ曲げがあったことを残念に思う。外国のある団体にそそのかされた暴動は、ブルンディの不安定化を狙ったものであった。これはテロ行為である。

日本: 日本は50年以上も前に、悔恨の念をもって過去の問題に対処した。

バーレーン: バーレーンは、人権高等弁務官事務所との協力をコミットしている。2国間協力協定案は、まだ検討中である。バーレーンにおけるある犯罪の重大さは、過小評価されるべきではなく、宗教的・政治的かかわりに関係なく、法律は全ての人々に平等に適用されるべきである。判決は裁判官の特権である。

エジプト: 英国による非難は、自滅的であり、なぜある者たちが裁判にかけられたかを無視している。エジプトでは、すべての人々が権利と一般的責務において平等である。あらゆる形態の拷問は、厳しく禁止される犯罪である。理事会で、裁判所の判決をコメントすることは受け入れ難い。

韓国: 朝鮮民主主義共和国が、継続して韓国について間違ったステートメントをするのは非常に残念である。理事会によって設立された現地に基づくマンデートの核心となる責任は、監視メカニズムの下で、国々の構造を監視し、改善を手助けすることである。

6月16日(火)午前・昼

議事項目3(継続)

移動者の人権とマイノリティ問題に関する意見交換対話(継続)

イラン・イスラム共和国、ホンデュラス、ラトヴィア、ガボン、エジプト、バングラデシュ、シリア・アラブ共和国、コンゴ共和国、モロッコ、アンゴラ、南アフリカ、ガーナ、米国、スロヴァキア、マルタ騎士団、ベナン、ナイジェリア、ハンガリー、エルサルヴァドル、ジブティ、パナマ、フィリピン、ハンガリー基本的権利コミッショナー、平等・人権委員会、Conectus 人権、マイノリティ権利グループ、セイヴ・ザ・チルドレン、フランシスカン・インターナショナル、Edmund Rice インターナショナル、テレ・デ・オム国際連盟、ルーテル世界連盟、ジュビリー・キャンペーン、非正規移動者国際協力プラットフォーム

まとめ

Francois Crepeau, Rita Izsak

提出文書

10. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書(A/HRC/29/28)
11. 上記報告書付録、アゼルバイジャンへのミッション報告書(A/HRC/29/28/Add.1)
12. 上記報告書付録、企業と人権に関するアフリカ地域フォーラム報告書(A/HRC/29/28/Add.2)
13. 上記報告書付録、企業の人権の尊重における新たな取組と学んだ教訓の明確化: 企業と人権に関する2014年フォーラムで開催された討議からの反省(A/HRC/29/28/Add.3)
14. 上記報告書付録(A/HRC/29/28/Add.4)
15. 企業と人権に関するフォーラムの討議の概要に関する事務局メモ(A/HRC/29/29)
16. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/38)
17. 上記報告書付録、マレーシアへのミッション報告書(A/HRC/29/38/Add.1)
18. 上記報告書付録、人身取引と相当するメカニズムに関する国内報告者とのパートナーシップ強化に関

報告書プレゼンテーション

1. Michael K. Addo 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

2. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者: 私のマンデートの優先事項の1つは、先ず第一に、人身取引と移動との間の関連性及び紛争・紛争後・危機状況と人身取引との関連性である。現実的な取組は、かなりの数の移動者は、国の当局によってそのように認められてはいないが、すべての移動者が人身取引されていることを示している。さらに、移動者のさらに多くの割合が、紛争、人権侵害または貧困の結果として人身取引の危険にさらされている。人身取引は、様々な形態の人権侵害を包摂する傘のような概念である。重要な要素は、社会的脆弱性のための搾取である。ますます制限的になる入国政策、正規の移動のためのチャンネルの不十分さ、移動者の労働市場への正規のアクセスの欠如が、その搾取の増加を助長している。各国政府には、司法と救済策へのアクセスを提供するのみならず、人身取引の被害者及び被害者となる可能性のある者の身元を確認し、支援し、保護するために相当の注意義務を行使するために、反人身取引政策と移動・亡命政策との間の政策の首尾一貫性を確保する責務がある。

私は、このマンデート中に、労働搾取のための人身取引に特に重点を置いて、人身取引の防止に特別な注意を払うつもりである。私は、脆弱性の根本原因に対処することを通して、人身取引を防止し、これと闘うための包摂的で、包括的な取組を採用するつもりである。さらに、私は、世界中の法律・政策・慣行を分析し、人身取引被害者への支援に関する有望な政策と学んだ教訓を蓄える積りである。被害者は、加害者が明らかにされ、捜査され、訴追されたかどうかに関わりなく、何よりも援助と保護の資格がある権利保持者と考えられなければならない。私は、人身取引に効果的に対処するために、市民社会団体と民間セクターを含めたすべての利害関係者と密接にかかわることにコミットしている。最近のマレーシアへの訪問に関しては、人身取引と闘うというマレーシア政府のコミットメントを歓迎し、性的な人身取引及び他の形態の搾取の無視と非正規移動者の急速な国外追放に重点を置く国の制限的な入国政策を含め、残る課題を指摘する。

当該国ステートメント

アゼルバイジャン、マレーシア、マレーシア人権委員会

意見交換対話

欧州連合、ベラルーシ、反人身取引有志連合ジュネーヴ・グループ、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パキスタン、ノルウェー(アルゼンチン、ガーナ、ロシア連邦、ノルウェーを代表)、スイス、モルドヴァ共和国、欧州会議、パラグアイ、イスラエル、中国、アイルランド、ウルグアイ、イタリア、ベルギー、ナミビア、フランス、イラン・イスラム共和国、カタール、アラブ首長国連邦、ドイツ、スペイン、オーストラリア、ギリシャ、シエラレオネ、キューバ、メキシコ、チュニジア、南アフリカ、サウジアラビア、アルジェリア

回答

1. Michael K. Addo

2. Maria grazia aGiammarinaro: すべての各国政府は、反人身取引行動が、被害者の人権のさらなる侵害という結果になることもあり、密閉されたシェルターという慣行は廃絶されるべきであることに気づくべきである。人々を押し戻す慣行は、国々の国際責務に反するものであり、人身取引被害者がその被害者としての利益を要求する可能性を否定することである。様々な移動の流れの問題に個々に対処できている国はなく、この点での国際協力が絶対に必要である。既存の報告書から、人身取引はいつも危機的状況の組織的構成要素であることが知られている。つまり、人々は、安全を求めて紛争地域から人身取引されるのだが、極度の脆弱性のために、容易く人身取引者の餌食になる。例えば、奴隷状態の労働搾取の目的で、人々が紛争地域への人身取引される場合もある。女性と子どもはイスラム国やボコ・ハラムによって誘拐されており、おそらく売春に売られるか、戦闘員に妻として与えられている。子どもたちは武装集団に徴兵され、早期・強制結婚は、女兒を取引して金を儲ける手段となっている。国境地域の武装集団が、未成年と女性を売ることによって金を儲けていることも知られている。

次の手段として、先ず情報を確認し、堅固な情報の背景を築き、紛争・紛争後の状況と自然災害での脆弱性のプロフィールを決定し、本当の人権に基づく取組を採用することにより、人身取引により良く

対処するガイダンスを現地での活動と各国政府に与えることが極めて重要である。防止の点で、性的搾取のための人身取引が行為者、手段及び利害関係者の点で他の形態の人身取引とは異なっていることが念頭に置かれなければならない。既存の努力と制度に基づき、もっと豊かな反人身取引行動のリストを作る必要がある。既存の行動規範と自己規制手段を実施するための効果的行動に多国籍企業をどのようににかかわらせるか、中小企業をどのようににかかわらせるか、この分野で行動を起こすよう企業を奨励する際の国家の役割という、反人身取引における多国籍企業の役割に関する3つの重要な問題がある。

意見交換対話(継続)

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インドネシア、オランダ、ガーナ、米国、エクアドル、フィリピン、オーストリア、スーダン、タジキスタン、国際移動機関、ポルトガル、ナイジェリア、アンゴラ、エストニア、ボツワナ、チリ、チャド、イラク、ホンデュラス、モロッコ、マルタ騎士団、フィジー、ジブティ、アルメニア、エジプト、ミャンマー、マダガスカル、パナマ、エルサルバドル、ボリヴィア多民族国家、人権推進保護国内機関国際調整委員会、国連人権政策朝鮮センター

まとめ

Micheal Addo

6月16日(火)午後

全ての女兒による教育への権利の平等な享受に関するパネル討論

開会テートメント

1. **Jochiam Rucker** 人権理事会議長: 世界で6,200万人近くの女兒に学校へのアクセスがなく、多くの女兒が、社会的排除に苦しんでいることを繰り返し述べる。新しい開発アジェンダは、国際社会が女兒の教育への普遍的アクセスに向けた努力を倍増する機会を提供するであろう。

2. **Zeid Ra'Ad Al Hussein** 国連人権高等弁務官: 女性のエンパワーメントは、今世紀の大きな戦いであり、教育なくしては達成できないものであった。教育へのアクセスは、女兒が成長してそのスキルを用いて選択ができ、社会を形成する決定に参画できるようにした。近年、女兒の教育に関してかなりの進歩があった。これは、社会変革、経済成長、社会の安定にとっての大きな力である。一国の平和を最もよく予測するものは、女性と女兒の福利と教育である。しかし、制約、暴力、不正は継続しており、女性の権利の侵害となっている。多くの課題が、女兒の教育へのアクセス、早期妊娠、暴力と差別として残っている。極端主義者の運動が、教育へのアクセスを求める女兒を継続して標的としている。国際社会は、女性と男性との間の平等という基本原則確保するために、社会にあまりにも深く刻み込まれている差別から女兒と女性を解放しなければならない。女性は継続して男性よりも労働市場へのアクセスが限られており、月給も少ない。女兒の教育には考え方を変え、究極的に何百万人もの人々の生活を改善する可能性がある。女兒たちがこの課題に対処すれば、未来の世代は万人のための平等と正義に基づく社会を築き、維持する準備をすることになる。そうしなければ、女兒たちは今後の世代を失敗させることになる。

司会者及びパネリストによるステートメント

1. **Marilena Viviani** 国連子ども基金プログラム部パートナーシップ・プログラム部長補・司会者: 教育への権利は、その他の多くの権利の達成に貢献する相乗的権利として認められてきた。就学率を高める際に著しい進歩が遂げられてきたが、特に女兒の教育への権利と緊急事態における教育への権利にまだ格差が残っている。

2. **Reem Al Hashemi** アラブ首長国連邦国務大臣: アラブ首長国連邦は、1997年の建国時の比較的低いレベルの開発を含め、教育における男女同数を達成する際に、いくつかの課題に直面してきた。この状況の利点は、国がゼロから教育制度を建設し、ジェンダー平等の原則を組み入れることができたことであり、これは天然資源からの増加する所得のおかげで資金を得ることができたからである。同様の結果は、その予算の中で教育を優先し、ジェンダー平等と子どもの権利の原則を土台として教育制度を建設するいかなる国によっても達成できよう。アラブ首長国連邦は、「子どもの権利に関する条約」を実施するための法的・制度的・政策的枠組を実施してきた。初等教育は国民にとっての義務であり、無料である。高等学校の女子卒業生の95%と男子卒業生の80%が高等教育に進み、大学卒業生の70%が女子

であるが、これは世界で最も高い割合の一つである。

司会者: 6,500 万人の女兒が小学校・中・高等学校に就学していないが、女兒に教育を否定することの人権の上での意味合いとジェンダー固定観念との関連性を Ms. Bailey に伺いたい。

3. Barbara Bailey 女子差別撤廃委員会(CEDAW)副議長・教育への女兒と女性の権利に関する CEDAW 作業部会議長: 女兒の教育へのアクセスを否定する構造的要因とイデオロギー上の要因がある。イデオロギー上の決定要因は、家庭におけるジェンダー関係を規定する根深い社会文化的規範と固定観念に関連している。そのような取り決めでは、女性の主たる責任は無償労働で家族の世話をすることであり、他方男性は家庭の外での有償労働に関係する傾向がある。そのような性別役割分業は、女性が不利な立場にあるグループである状態で、学校教育へのアクセスに関して、多くの国々でのジェンダー不平等を説明している。女兒に通学する機会があるところでさえ、女兒の修了率と学習の程度は男児よりも低い。早期・強制結婚及びその結果として生じる思春期の妊娠が、女兒の教育の進歩を妨げている。私的領域でも、公的領域でも、女性の継続する従属的立場は、(1)個人の自立権の行使と自分の性と生殖に関する健康と権利をさらに管理する力、(2)経済的に独立し、男性の保護にあまり頼らないようにするために私的領域から抜け出て正規の労働市場での有償のディーセント・ワークに就くこと、(3)あらゆるレベルの政治的プロセスと意思決定により完全に参画することを通して対処できよう。私は、今述べた問題に対処するための提案を提供するよう締約国に勧めている。

司会者: 包摂的で質の高い教育とは何を意味するのか、また、国家は女兒がそのような教育にアクセスすることを保障するために、国家はどのような措置を取ることができるのか?

4. Kishore Singh 教育権に関する特別報告者: どの男児も女兒も例外なく質の高い教育を受ける資格があり、人権に基づく取組の重要性を強調する。今日、知識、技術、自信という点で、また、国際人権条約に従った基礎教育という点で、教育の質を保証する必要がある。質は、質の高い、安全な学校環境と人権の尊重も意味する。国々はまず第一に、国際人権条約を批准し、国内法にその作戦計画を含めなければならない。開発とジェンダー固定観念との闘いという点でも努力が必要である。国家は、女兒に味方する積極的行動を取らなければならない。

司会者: 各国政府ができることは、すべての女兒が教育にアクセスできることを保障することである。

5. Hannah Godefa 国連子ども基金エチオピア親善大使: 世界中の女兒の経験は多様である。各国政府は、国の優先事項とすることのみならず、枠組の全面に女性の声と経験を置くことによって、すべての女兒が教育にアクセスできることを目に見えるように保障することができよう。目標は、様々な女兒があらゆるレベルのその日常生活に影響を及ぼす意思決定に強力なインパクトを与えることでなければならない。リーダーシップと政府の公約は、より多くの女兒が学校に残ることを保障する際に極めて重要であり、各国政府は、女兒が直面している障害と闘うための数多くの実際に役に立つイニシアティブを支援し、資金を提供できよう。これらは、給付金と奨学金から働くために女兒が学校教育の機会を逃さないように、貧しい女兒のためのアクセスを増やしてきた条件付き助成金プログラム、幼い子供たちのための無料または助成金のある育児の提供、安い交通費、貧しい家庭に支援を提供する所得支給プログラムにいたるまでさまざまである。とりわけ、各国政府には、女兒の成長を妨げることもある文化的価値と根深く守られている地域社会の伝統を変える際に、果たすべき強力な役割がある。

司会者: Mr. Coulibaly には、人道状況で教育への権利を実現する際に女兒が直面している障害をご説明頂きたい。

6. Adama Coulibaly プラン・インターナショナル西アフリカ地域の地域ディレクター: 女兒の教育に関する障害は多様である。つまり、教育経費、学校までの距離、校内及び学校周辺での暴力、ジェンダー規範、早期結婚と妊娠等である。緊急事態中には、そういった障害が、より複雑になり、倍増し、状況は、周縁化され、排除されている母集団、特に障害を持つ女兒とマイノリティに属する女兒にとってはさらに悪化するであろう。緊急事態中は、教育はしばしば中断され、子どもたちの中には学校に戻ってこない者もあり、残っている子どもたちも危険で、不適切な学習環境の結果として、質の悪い教育を受けることになる。学校からの落ちこぼれは、逃した授業に追いつく際の困難、早期結婚、経済的理由で女兒を家に留めておく方を好む両親のために、女兒の将来にとって有害である。緊急事態のために子どもが教育を受け損なう時、その否定的影響は、その学習の中断を超えるものであり、子どもたちを早期結婚、人身取引、ジェンダーに基づく暴力にさらす。同時に、災害が、しばしば、より弾力性のある社会を築き、女兒の教育を妨げている規範を変える機会を提供することもある。

討議

カタール、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、ナイジェリア(諸国グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、エジプト(19の有志国を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、スロヴェニア(3カ国グループを代表)、カナダ、エジプト、モーリタニア人権委員会、プラン・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会

回答

1. **Marilena Viviani:** パネリストの方々には質問に応じて頂くようお願いする。Ms Al Hashemi には、ポスト 2015 年の開発アジェンダ採択の期限が近づいている時に、女兒の教育を確保する際の好事例を分かち合っていたきたい。

2. **Reem Al Hashemi:** 国際基準に従い、子どもの最高の利益の原則に基づいて、必要な法的枠組を確立することが重要である。アラブ首長国連邦の憲法は、教育への権利と子どもの権利を保護している。憲法は、18歳という結婚最低年齢を確立し、初等教育を無料の義務教育としている。連邦議会は、子ども保護の枠組を提供し、国内法を国際条約と調和させるための連邦法案を可決した。この法案は、子どもの搾取と子どもの教育を妨げるものと考えられる労働に子どもがかかわることを禁じている。女兒の教育を達成するためのクッキーの抜型的取組は絶対に正しくない。文化に配慮する地域社会では、プログラムが地方の社会に実際に適用できることを保障することが重要である。

司会者: 未だに女兒を差別する社会的・文化的規範どのように変えればよいのか?

3. **Barbara Bailey:** 普遍的なパターンは、性別役割分業に関連するカリキュラムの性分離である。ジェンダー固定観念は、学校のカリキュラムに根を下ろしており、女兒の教育へのアクセスを制限することを助長している。CEDAW は、定期的に、各国に有害な伝統的慣行に対処するのみならず、女兒に性と生殖に関する教育を提供するよう要請している。女兒の教育への権利は、相乗的権利であり、男性と女性との間の平等の触媒となる。女性は継続して無防備な労働セクターに群がっており、政治の領域では数が少ない。

司会者: 国家を支援するために、国連と国際システムは何ができるのか。

4. **Kishore Singh:** 学校の安全性、人権教育及び教員の訓練を確保することが極めて重要である。平等教育の重要な要素の一つは、国際人権条約に書かれているように、人権責務にどのように応えるかである。教育内容は重要であり、すべての差別的規定はそこから除去されなければならない。

司会者: 教育政策とプログラムを通して女兒の声が聴いてもらえることを保障するには女兒に何ができるのか Ms. Godefa にご説明頂きたい。

5. **Hannah Godefa:** エチオピアの女兒クラブは、女兒がリーダーシップ・スキルを行使し、自分たちに関係する問題に関して伝えることができるようにしている。こういったクラブは、女兒を地方レベルでかかわらせ、教育に対する学校と地域社会に基づく障害を緩和する際に重要な役割を果たすよい方法である。クラブは、学校管理とつながる方法を提供し、生活技術訓練を提供している。教育と衛生キット資料を含めた訓練・資料・設備の提供を通じた女兒クラブのようなイニシアティブを継続して支援する必要がある。次の手段は、ジェンダー平等のような女兒に影響を及ぼす重要な課題を提唱するソーシャル・メディアのようなツールの力を備えることである。南アフリカでのユニセフのテクノガールは、そのスキルと職業への備えを高めるために、技術セクターからの指導者と不利な立場にある学校の1万人以上の思春期の女兒を繋げている。

司会者: 必要な教育を習得する女兒を支援する好事例を尋ねる。

6. **Adama Coulibaly:** 災害と緊急事態は、女兒の教育に破壊的インパクトを与えることもある。しかし、緊急事態でのよい教育は、短期的な保護的变化と長期的な革新的変化をもたらす。破壊と混乱にもかかわらず、最悪の事態が、機会に変わることもある。従ってプラン・インターナショナルは、災害対応の子どもたちの主体性に向けた安全な学校プログラムを経営している。備えも災害の影響を緩和する鍵である。

討議

メキシコ、中国、ルワンダ、アラブ首長国連邦、インド、ナミビア、カタール、ギリシャ、サウディアラビア、エストニア、フィジー、バーレーン、モロッコ国内人権協議会、欧州障害者フォーラム、国際ヒューマニスト倫理連合、トルコ、ブラジル、韓国、シエラレオネ、リヒテンシュタイン、コロンビ

ア、アムネスティ・インターナショナル

まとめ

1. **Reem Al Hshemi:** コメントに対してパネリストの皆様へ感謝し、アラブ首長国連邦政府は、教育への権利を含め、国際協力が、人権を推進する努力の重要な要であると信じていることを申し上げる。従って、アラブ首長国政府は、国内所得の割合において、世界最大の政府開発援助のドナーである。政府は、性暴力と紛争の防止にもコミットしており、この目的ですでにソマリアに資金を寄付している。我が国は、中東の約 200 万人の難民の子どものための教育に関する国際会議の開催国となるであろう。
2. **Barbara Bailey:** 教育への女児の権利に特別な注意を払い、学校での女児の安全を保証し、女児が学校及び学校を超えたところで居場所があることを保障するよう締約国に勧める。権力の配分においてジェンダー・バランスを達成することにもさらに注意を払うよう各国に勧める。学校教育のジェンダー体制が、女児に自信をつけさせなければならない。すべての人々が、学校と教育への完全なアクセスを享受するというすべての女児の夢を現実のものにすることにコミットするよう勧める。
3. **Kishore Singh:** 全ての女性と女児が教育への権利を実現できる教育政策と計画を開発する各国政府の責任に重点を置く必要性を強調する。必要なプログラムが立案され、適切な監視メカニズムが設置されることが極めて重要である。国家には、差別的構造を崩壊させる責任もある。
4. **Hannah Godefa:** 指導的立場にある女性を支援し、エンパワーし、女児の未来を形成する討議の最前線で若者の声を含めることは重要である。障害を持つ女児、農山漁村のまたは貧しい女児のような周縁化され、不利な立場にある女児をエンパワーし、紛争で女児を失わないようにすることも重要である。
5. **Adama Coulibaly:** 緊急事態では女児には教育にアクセスするさらに大きな課題があり、緊急事態後の措置には変革を含めなければならないと信じる。変革を起こすよう女児をエンパワーすることが極めて重要である。国家は、緊急事態中に学校教育が崩壊しないことを保障し、違法な利用から学校を守ることが必要である。子ども保護措置は、緊急事態対応のあらゆる側面に含まなければならない。緊急事態における教育は、最も資金提供の少ないセクターであり、国家は、教育世界人道基金を設立するよう求められる。

6月17日(水)午前・昼・午後

議事項目 3(継続)

人権と多国籍企業・人身取引に関する意見交換対話(継続)

ヒューマン・ライツ・ナウ、カリタス・インターナショナル、人権コネクタス、国際人権ソサエティ、アジア・リーガル・リソース・センター、フランシスカン・インターナショナル、関連南風の開発政策、国際ヒューマニスト倫理連合、欧州センター---第三世界、アラブ人権委員会、解放、協会コミュニティ教皇ヨハネ 23 世

まとめ

Maria Crazia Giammarinaro: 私は、国別訪問において、地理的バランスを続けるつもりである。私は、救済策へのアクセスが、仕事の重要な一部と考えており、人身取引された人は、権利保持者であることを主張する。被害者の支援と保護は、捜査または司法手続きの結果に対して無条件でなければならない。安価な労働または性的サービスの供給と需要が、同時に並行して対処されなければならない。人身取引の防止と労働者の権利一般が、ポスト 2015 年アジェンダの不可欠の部分となるべきである。搾取の根本原因の中には、送り出し国のみならず、目的国から来ているものもある。北の国々の移動政策と外国人排斥が人身取引に油を注いでいる。子どもが紛争及び紛争後の状況に関連する搾取の問題の基本的構成要素であることを強調する。女児の性的搾取は、すべての紛争の直接的結果である。地域行動計画の実施に関連する問題に関しては、参加国が何をしているのか及び直面している課題を監視するメカニズムの創設を提案する。NGO の発言に関しては、人身取引を防止し、多国籍企業が、強制労働を利用している供給者に責任を取らせるために、「企業と人権に関する指導原則」を事業化する必要性を強調する。

提出文書

19. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/27)
20. 上記報告書付録、ホンデュラスへのミッション報告書(A/HRC/29/27/Add.1)
21. 上記報告書付録、英国へのミッション報告書(A/HRC/29/27/Add.2)
22. 上記報告書付録、アフガニスタンへのミッション報告書(A/HRC/29/27/Add.3)
23. 上記報告書付録(A/HRC/29/27/Add.4)
24. 上記報告書付録(A/HRC/29/27/Add.5)
25. 国内避難民に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/34)
26. 上記報告書付録、アゼルバイジャンへのミッション報告書(A/HRC/29/34/Add.1)
27. 上記報告書付録、ハイティへのミッション報告書(A/HRC/29/34/Add.2)
28. 上記報告書付録、ウクライナへのミッション報告書(A/HRC/29/34/Add.3)
29. 上記報告書付録(A/HRC/29/34/Add.4)
30. 上記報告書付録(A/HRC/29/34/Add.5)
31. 上記報告書付録(A/HRC/29/34/Add.6)

報告書プレゼンテーション

1. Rashida Manjoo 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者：私のテーマ別報告書は、アフリカ・欧州・米州の人権システムにおける女性に対する暴力に関する法的基準に関してある程度のガイダンスを提供しようとしている。アフリカのシステムにおける女性に対する暴力に関する明確な規定は、「国連女性に対する暴力撤廃宣言」に見られる規定を反映しているが、資金の制約、意思決定の遅れまたは地域人権システムへの信頼の欠如のようなアフリカ委員会が直面している課題が、女性の人権の推進と保護における効果を欠いているというアフリカ・システムの認識という結果となっている。欧州連合と欧州会議が、女性に対する暴力の問題に対処してきた2つの主要な政治的・法的機関である。2014年に発効した最近の女性に対する暴力とドメスティック・ヴァイオレンスの防止とこれと闘うための「欧州会議条約」は、女性に対する暴力を人権侵害であり、一形態のジェンダーに基づく差別として対処し、それによって国家に課せられる人権責務を強化している。「女性に対する暴力の防止・懲罰・根絶に関する米州条約」(1994年の「ベレム・ド・パラ条約」)は、適切な司法保護への女性のアクセスと暴力撤廃とこれを永続化する差別との間の重要な関連性のみならず、ジェンダー暴力、差別及び女性の人権の間の関係を明確に認めている。報告書は、国家には法的拘束力のある基準に対して責任があることを保障し、世界的に女性と女兒の保護のための明確で規範的な枠組を提供する独自の献身的な監視機関を有する、女性と女兒に対する暴力の拘束力のある国際条約の創設を継続して要請している。

英国への訪問に関しては、英国政府は、女性に対する暴力と闘うことを優先事項と宣言しており、この問題に対処するために、2010年に戦略を開発しており、中央レベルの国の対応を特徴づける機関間メカニズムを設立していた。子どもと脆弱な人々に対する性暴力に関する国内グループが、性的虐待を防止するために設立されていた。多くの良好な発展にもかかわらず、女性に対する暴力の撤廃は、依然として課題であり、女性は継続して、暴力、性的攻撃とハラスメント、強制・早期結婚、女性性器切除、名誉関連の暴力及び人身取引を受けている。ホンデュラスは、ジェンダー関連の女性の殺害(女性殺し)を特別な犯罪として組み入れるための最近の「刑法」の改正を含め、法的・制度的措置を開発していた。1997年の「ドメスティック・ヴァイオレンス法」の制定及びその改正は、依然として国内レベルで通報される人に対する犯罪の主導的原因であるドメスティック・ヴァイオレンスに適切な法律を提供していなかった。公的・私的領域での恐怖の環境及び女性の人権侵害に対する説明責任の欠如が、例外というよりはむしろ当たり前のことで、女性に対する暴力が広がっており、組織的であり、多くの場合通報されていない。過去15年にわたって、アフガニスタンは、民事的・刑事的救済策を含む2009年の「女性に対する暴力撤除法」を含め、人権の推進と保護に向けたいくつかの法的・制度的前進を遂げてきた。より幅広い安全保障の問題と一般的な恐怖の環境が、女性と女兒が経験する暴力の程度にインパクトを与え、夫及びその他の親戚によって加えられる様々な形の暴力、早期・強制結婚に関連する暴力、近親姦、いわゆる名誉犯罪、ドメスティック・ヴァイオレンスと強制結婚の慣行による自殺や自傷の継続する広がりがある。

2. Chaloka Beyani 国内避難民の人権に関する特別報告者

イエーメンの人権大臣によるステートメント

Ezzedin Al-Ashahi

当該国ステートメント

アフガニスタン、アフガン独立人権委員会、ホンデュラス、英国、英国国内人権機関、アゼルバイジャン、ハイティ、ウクライナ、ウクライナ議会人権委員会

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループ)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、ギリシャ、メキシコ、フィンランド、スペイン、サウディアラビア、ボツワナ、ベルギー、米国、スーダン、スロヴェニア、シリア・アラブ共和国、パラグアイ、カタール、トーゴ、フィジー、オーストラリア、ニュージーランド、欧州会議、ブラジル、タイ、ノルウェー、アイルランド、シエラレオネ、スイス、カナダ、エストニア、ガーナ、韓国、バングラデシュ、イタリア、チリ、オーストリア、ジョージア、ポルトガル、ルクセンブルグ、ロシア連邦、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、ラトヴィア、タジキスタン、アルゼンチン、フランス、ナミビア、マリ、アルバニア、国際赤十字委員会、南アフリカ、エクアドル、コンゴ民主共和国、モロッコ、ルワンダ、ブルキナファソ、ナイジェリア、中国、パレスチナ国、コロンビア、チュニジア、ブルンディ、キューバ、アンゴラ、モザンビーク、イラク、アルジェリア、アイスランド、ホンデュラス、アルメニア、ベナン、ヴェトナム、コーディヴォワール、エルサルヴァドル、ジブティ、パナマ、コンゴ共和国、**日本**、インド法律リソース・センター、性と生殖に関する権利センター、人口開発アクション・カナダ及び開発における女性の権利協会、国際レズビアン・ゲイ・インターナショナル、ルーテル世界連盟、アフリカ・コミュニケーション・経済協力推進インターナショナル---OCAPROCE インターナショナル、漸進的コミュニケーション協会、国際人権連合連盟、ドイツ・プロテスタント教会社会サービス機関、国際ヒューマニスト倫理連合、Sudwind、拷問被害者 **Khiam** リハビリテーション・センター、ヒューマン・ライツ・ナウ、人権平和アドヴォカシー・センター、世界バルア団体

日本のステートメント: 日本の首相は、第2次世界大戦中のいわゆる慰安婦の問題に対処し、悔恨の念を表明した。21世紀は、人権侵害のない世紀でなければならない。従って、2014年に、日本の首相は、紛争中の性暴力を撤廃する際に、指導力を発揮することを約束した。2015年には、この目的で250万ドルを寄付した。

まとめ

1. **Rashida Manjoo:** 私の報告書に関わる際の各国とNGOの率直さに感謝する。国内人権機関のインプット、特にアフガニスタンの機関が会議に参加できるようにするビデオ・テクノロジーを歓迎する。女性に対する暴力に関する新しい条約が必要かどうか、既存の条約を実施することに重点を置く方が有用かどうかについては、実施を監視するために10の機関を持つ10の国際人権条約があるという事実が証明するように、特化することが重要であることは明らかである。女性に対する暴力は、最も広がった人権侵害であり、その事実をただ認めることから離れて、この問題に取り組む際に特異性と専門性に重点を置くよう要請する。私のマンドートの4つの領域すべてで女性に対する暴力に対処する包括的で、拘束力のある条約を予想することができる。女性と女兒に対する暴力に対処する独立した開発目標を生み出す政治的意思の欠如を残念に思う。最後に、特権であり、名誉であった私の6年間のマンドートを支援して下さったすべての利害関係者に感謝する。
2. **Chaloka Beyani**

6月17日(水)夜

議事項目3(継続)

提出文書

32. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/32)
33. 上記報告書付録、コミュニケーション観測所報告書(A/HRC/29/32/Add.1)

34. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/25)
35. 上記報告書付録、オマーンへのミッション報告書(A/HRC/29/25/Add.1)
36. 上記報告書付録、カザフスタンへのミッション報告書(A/HRC/29/25/Add.2)
37. 上記報告書付録、コミュニケーション観測所報告書(A/HRC/29/25/Add.3)
38. 上記報告書付録、オマーンによるコメント報告書(A/HRC/29/25/Add.4)
39. 上記報告書付録、カザフスタンによるコメント報告書(A/HRC/29/25/Add.5)

報告書プレゼンテーション

1. David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者
2. Maina Kiai 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント

オマーン、カザフスタン

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、ノルウェー、ポルトガル、サウジアラビア、イスラム協力団体、パラグアイ、アイルランド、ニュージーランド、欧州会議、アルジェリア、トルコ、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、韓国、キューバ、インドネシア、ポーランド、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、チェコ共和国、ラトヴィア、エジプト、米国、ベルギー

回答

David Kaye, Maina Kiai

意見交換対話(継続)

インド、フランス、ロシア連邦、チリ、ブルキナファソ、アルバニア、ドイツ、オーストラリア、タジキスタン、エストニア、オーストリア、スイス、ガーナ、南アフリカ、ボツワナ、中国

答弁権行使

アゼルバイジャン: アゼルバイジャンは継続してアルメニアによる攻撃を受けており、アルメニア代表が、特別手続きがこの状況に言及することに反対したことを残念に思う。アルメニアは、この問題に関する安全保障理事会決議に反して、アゼルバイジャンから軍を撤退させることに向けた手段を取っていない。

アルメニア: アゼルバイジャンは、理事会の作業を政治利用し、現実には直面しようとし、国内避難民のようにアゼルバイジャンの政治に人質に取られている人々の問題に対処しようとせず、報告書の結果を悪用しようとしている。アルメニアは、国際社会の誤解を招くようなことは止めるようにアゼルバイジャンに要請する。

アゼルバイジャン: アゼルバイジャンは、先ず第一にアゼルバイジャンの質問に応え、アルメニアの質問を出すようアルメニア代表に勧める。ナゴルノ・カラバフから強制失踪させられたアゼルバイジャン人の事件に関して、人権裁判所が判決を出したことが想起される。アゼルバイジャンの主権領土への攻撃のために、アルメニアは、アゼルバイジャン領土の占領軍として完全な責任を担っている。

アルメニア: アゼルバイジャンは人権に関心を持っておらず、代表団のステートメントで引用された文書は、ナゴルノ・カラバフの状態を決定することはできない。ナゴルノ・カラバフの領土を銃撃することによって、和平協定の規定に日常的に違反しているのはアゼルバイジャンである。

6月18日(木)午前

議事項目 3(継続)

意見と表現の自由及び平和的集会と結社の自由に関する意見交換対話(継続)

トーゴ、英国、カナダ、モンテネグロ、ブラジル、シエラレオネ、ベナン、Aliran Kesedern ネガラ国民の意識運動、ドイツ・プロテスタント教会社会サービス機関、人権擁護者保護観測所、国際ゲイ・

レズビアン人権委員会(国際ゲイ・レズビアン協会との共同声明)、アジア人権開発フォーラム、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ヘルシンキ人権財団、国際人権サーヴィス、人権ハウス財団、第19条---検閲反対国際センター(国際人権同盟連盟 FIDH との共同声明)、世界市民参画同盟 CIVICUS、法律と社会研究センター、漸進的コミュニケーション協会、関連南風の開発施策、アジア・リーガル・リソース・センター、国際開発機関

まとめ

David Kaye, Maina Kiai

提出文書

40. 裁判官と弁護士への独立性に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/26)
41. 上記報告書付録、カタールへのミッション報告書(A/HRC/29/26/Add.1)
42. 上記報告書付録、アラブ首長国連邦へのミッション報告書(A/HRC/29/26/Add.2)
43. 上記報告書付録、チュニジアへのミッション報告書(A/HRC/29/26/Add.3)
44. 上記報告書付録、ポルトガルへのミッション報告書(A/HRC/29/26/Add.4)
45. 上記報告書付録(A/HRC/29/26/Add.5)
46. 上記報告書付録(A/HRC/29/26/Add.6)
47. 上記報告書付録(A/HRC/29/26/Add.7)
48. 上記報告書付録(A/HRC/29/26/Add.8)
49. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/33)
50. 上記報告書付録、マレーシアへのミッション報告書(A/HRC/29/33/Add.1)
51. 上記報告書付録、マレーシアによるコメント報告書(A/HRC/29/33/Add.2)

報告書のプレゼンテーション

1. Gabriela Knau 裁判官と弁護士への独立性に関する特別報告者
2. Dainius Puras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

当該国ステートメント

ポルトガル、ポルトガル・オンブズマン、カタール、チュニジア、アラブ首長国連邦、マレーシア、マレーシア人権委員会

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、シリア・アラブ共和国、イスラエル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フランス、エジプト、サウディアラビア、中国、インドネシア、チェコ共和国、オーストラリア、ポルトガル、エストニア、韓国、バーレーン、キューバ、ノルウェー、ナミビア、ボツワナ、リトアニア、ハンガリー、チリ、ベナン、ニュージーランド、インド、スイス、ベルギー、タイ、アルジェリア、欧州会議、フィジー、モルドヴァ共和国、パラグアイ、ブルキナファソ、南アフリカ、ポーランド、米国、ガーナ、モロッコ、メキシコ、イラク、ブラジル、ナイジェリア、スロヴェニア、ヴェトナム、スーダン、モンテネグロ、トーゴ、パナマ、シエラレオネ、パレスチナ国、北アイルランド人権委員会、連合レインボウ社会国際連盟(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、人権擁護推進メキシコ委員会市民協会、Alsalam 財団(バーレーン民主主義人権のためのアメリカ人との共同声明)、VIVAT 国際連盟(フランス・インターナショナルとの共同声明)、開発機関国際連盟、自由擁護同盟、開発革新ネットワーク、人権平和アドヴォカシー・センター、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、解放、世界バルア団体、アラブ人権委員会、ヒューマン・ライツ・ナウ、関連南風の開発施策

まとめ

Gabriela Knul, Dainius Puraas

6月18日(木)午後

議事項目 3(継続)

提出文書

52. 教育権に関する特別報告者(A/HRC/29/30)
53. 上記報告書付録、ブータンのミッション報告書(A/HRC/29/30/Add.1)
54. 上記報告書付録、アルジェリアへのミッション報告書(A/HRC/29/30/Add.2)
55. 上記報告書付録、ブータンによるコメント報告書(A/HRC/29/30/Add.3)
54. 上記報告書付録、アルジェリアによるコメント報告書(A/HRC/29/30/Add.4)
55. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書(A/HRC/29/35)

報告書プレゼンテーション

1. Kishore Sigh 教育権に関する特別報告者
2. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門家

当該国ステートメント

アルジェリア、ブータン

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、欧州連合、チュニジア(アラブ・グループを代表)、バラグアイ、米国、ポルトガル、チリ、カタール、インド、サウジアラビア、イスラエル、オーストラリア、中国、韓国、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、エルサルヴァドル、エジプト、マリ、バングラデシュ、モロッコ、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、英国、インドネシア、ベナン、チュニジア、ギリシャ、ジョージア、ロシア連邦、アンゴラ、ジブティ、ブラジル、フランス、コーティヴォワール、キューバ、ユネスコ、スリランカ

回答

Virginia Dandan

答弁権行使

アンゴラ: 国内の表現の自由の状況に関してなされた申し立てに反応する際に、NGO はもっと客観的になるよう求める。Raphael Marques は、アンゴラ法の下では犯罪であると考えられている中傷のために訴追に直面している。Marcos Mavundo は、煽動を行ったために予防として捕えられている。

中国: いくつかの市民社会団体の中傷を断固として拒否する。中国は、表現と宗教の自由を保護しており、ティベット人を含めたマイノリティの権利を保護している。個々の犯罪者の懲罰は、マイノリティの問題と混同されるべきではない、中国は開かれており、率直な国際協力を支援するが、中国国内の安定を損なうような団体は、罰せられるであろう。

マレーシア: 平和的集会と結社の権利と意見と表現の自由について 2 つの市民社会団体による非難に応えるが、政府は国内の平和と安定を保つことを目的としており、市民社会団体とその他の利害関係者との相談後に、「中傷法」を制定した。マレーシアは、表現の自由の保護にコミットしているが、公共の秩序と安全保障は支持されなければならない。「中傷法」は発言の自由の行使と安全保障との間のバランスを保つことを目的とする有用な法である。

ポスト 2015 年の開発アジェンダーに関する折衝に関するプレゼンテーション

David Donoghue ニューヨーク国連アイルランド代表部大使・ポスト 2015 年の開発アジェンダーに関する政府間折衝共同ファシリテーター: アジェンダの折衝は、現在最終段階に入っている。ゼロ・ドラフトに関するテキストの折衝は、翌週に始まり、7 月末までに合意に達することが期待されている。成果文書は、9 月 25 日から 27 日の首脳会合のために国家と政府の長に提供されるであろう。169 のターゲットまたは準目標を持つ 17 の目標がある。目標とターゲットは、折衝全体を通して細かく討議され、最終文書に変更されることなく出てくるものと期待されている。

作業の実施を支援するための指標に関する別箇の作業の領域がある。

指標は、その他の様々な行為者と協力して、国連統計委員会によって準備され、2016年3月までに完成するであろう。さらに、世界・地域・国内レベルで行われるフォローアップと見直しの取り決めに関するセクションもあろう。これらの多くの詳細は、依然としてこれから決めなければならない、これは9月以降に行われるであろう。もう一つの文書の重要なセクションは、実施手段に関するものである。7月にアディスアベバで大きな会議が開催されることになっており、ニューヨークで折衝が続いている。この折衝は、新しい枠組の実施を確保することになる措置のパッケージをまとめようとしている。

人権の観点から、多くの目標とターゲットに人権が含まれているので、人権が新しいアジェンダの核心にあると言うことは正しい。人権は全枠組を横断しており、独立した目標の中には大変に明確な人権の側面を持つものもあるが、人権は全アジェンダに強く鳴り響いている。「ミレニアム開発目標」が道を築いたが、ポスト2015年の開発アジェンダは同じ道をたどるであろう。すべての国々の政府は、これまで以上に包括的に貧困根絶とこの惑星の保護に取り組もうとするであろう。新しい目標は、真に普遍的であり、現実の政策となるであろう。世界のすべての国々が仲間となることが期待されている。

討議

欧州連合、ブラジル(ブルー・グループと呼ばれる21の地域横断的諸国との共同声明)、中国、モンテネグロ、スイス、チリ、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、人権の推進・保護のための国内機関国際調整委員会、アラブ人権委員会、市民参画世界同盟

まとめ

David Donoghue: 実施取り決めは、現在の折衝の重要な重点であり、アジェンダの優先事項の一つとなっている。人権は、アジェンダの核心にあり、実施レベルでも依然としてそうでなければならない。高官政治フォーラムが、世界レベルでの目標の実施を監視するための主要メカニズムとなる可能性があり、これがどのように作用するのかに関する折衝がまだ続いている。国内レベルでの折衝で、目標の実施のフォローアップと見直しが強調されている。世界レベルで指標が設けられるが、加盟国は国内の指標も設定するであろう。国内の指標作成プロセスに影響を与えるという点で、市民社会には大変に重要な役割がある。新しい枠組の重要な概念は野心である。より大きな野心が目標の設定と実施に必要である。統計委員会が、指標の開発に対して責任を持つ。

6月19日(金)午前

女性の権利に関する年次討議

開会ステートメント

1. Joachim Rucker 人権理事会議長: 本日のパネル討論は、「北京宣言」と「行動綱領」が採択された1995年の第4回世界女性会議以来の残る課題と新たな課題のみならず、遂げられた進歩を振り返る機会を提供するであろう。真の進歩が、過去20年にわたって遂げられ、女性に対する暴力は、今日、私的な問題ではなく、国際的に懸念される人権問題と考えられている。しかし、女性に対する暴力は、依然として受け入れがたいほどに広がっており、人権問題としてジェンダーに基づく暴力を国家が受け入れないことが、しばしば、例外というよりはむしろ決まりとなっている。さらなる努力が必要であり、女性の権利と意思決定プロセスへの平等なアクセスは男性の責務でもある。

2. Flavia Pansieri 人権副高等弁務官: 国際社会は、ドメスティック・ヴァイオレンスを人権侵害と枠づける際に、過去20年の長い道のりを歩いてきた。国々は、女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスが、国家が対処する責務があり、責任を持たされる深く根付いた構造的差別の結果であることを認識した。この問題に関して世界的な意識が高まっており、政策が設置されつつある。しかし、ドメスティック・ヴァイオレンスに関する数字はさらにショッキングである。つまり、世界で3人に1人の女性が生涯で何らかの形態のドメスティック・ヴァイオレンスを受けるであろうという数字である。ドメスティック・ヴァイオレンスが継続してそれほど広がっている理由は様々であり、差別と経済的不平等によって複雑なものになっている。問題の核心に、継続して大変に初歩的な信条、つまり男性には女性を超える資格があり、女性の行為を管理し、自分の名誉を守る権利があるという考えがある。こういった信念が、うまく社会に浸透しており、しばしば暴力の引き金となる。家庭や地域社会は、時には疑念を抱いて被害者を見る。

必要なのは、暴力の原因にもインパクトにも対処する包括的な介入である。国家の行為は、3つの領域で極めて重要である。第一に、差別的な法律に対処すること。50カ国以上が未だに憲法で男性と女性との平等を認めていない。少なくとも10カ国で、女性は法律で夫に従うよう求められている。婚姻内強姦は、世界中の多くの国々で禁止されていない。第二に、加害者の説明責任とサヴァイヴァーに対する賠償が確保されるべきである。女性は汚名と報復からも守られる手助けとなる司法への真のアクセスを必要としている。第三に、考え方を換え、ジェンダー力関係を再設計し、不平等と闘うために対象を絞った努力が導入される必要がある。伝統的・宗教的指導者がかかわらせることが、場合によっては、極めて有力であることもあり、また実際にそうであった。完全な平等を評価する新しい理解が推進される必要がある。男児は、攻撃的な行為を推進するその男らしさの期待を逃れるために支援される必要がある。教育は、子どもたちに同意と選択について教え、これからの成人が健全なカップル、関係、家庭を築く手助けをする際に重要な役割を果たす。ドメスティック・ヴァイオレンスの問題が、人権理事会で定期的に対処されているのを見て元気づけられる。これは数十年前には考えられないことであつたらう。2015年はより良い方向に世界を変える大きな機会を提供している。どの女性もどの女兒も、暴力の恐怖のない世界で暮らすことを保障するために、最大限の努力が払われなければならない。

司会者のパネリストのステートメント

1. **Nyaradzayi Gumbonzvanda** 世界女子キリスト教青年会(YMCA)事務局長・子ども結婚をなくすためのキャンペーンアフリカ連合親善大使・パネル司会者: 家族は、お互いにいたわり合うべきであり、ドメスティック・ヴァイオレンスは、そのスペースを否定するものである。YWCAは、120カ国でシェルター、法的支援及びカウンセリング・サービスを提供しているが、ドメスティック・ヴァイオレンスは防止できるものであることに留意することが重要である。このパネルは、女性と女兒に対するドメスティック・ヴァイオレンスの形態と広がりを探求し、新しい形態のドメスティック・ヴァイオレンスを探求し、ドメスティック・ヴァイオレンスを防止し被害者を保護するための国の対応と女性に対する暴力の撤廃のための努力を促進する措置を論じるべきである。

女性に対する暴力、特にドメスティック・ヴァイオレンスに対処する際に、国家が保障すべき重要な側面についての見通しを Ms. Myrtil に分かち合っていたきたい。

2. **Marie Yves Rose Moroquette Myrtil** ハイティ女性・女性の権利国務大臣: 女性に対する暴力との闘いは、「北京行動綱領」で明らかにされた12の重大領域の1つである。ハイティでは、定期的に女性に対する暴力を通報する努力があり、性暴力を禁止する法律が制定され、こういった問題に関する意識を啓発するための措置が設置されている。性暴力を通報する女性は支援と保護を受け、女性と女兒を保護するためのプログラムが設置されており、これにはパートナーシップを築くことが含まれている。ドメスティック・ヴァイオレンスを根絶するには、信頼できる統計に基づく公共政策の実施を必要とする。ハイティは、ドメスティック・ヴァイオレンスを根絶することを目的とする措置を強化するつもりである。司会者: 15歳以上の女性3人に1人が、しばしば、女性に対する暴力の最も広がった形態である親密なパートナーによる暴力を経験しているということはショッキングである。国々の中で、被害者の保護における好事例とは何なのか。

3. **Blanca Hernandez Oliver** ジェンダーに基づく暴力スペイン政府代表: この問題に関する広報が、知識を高めるために利用されるべきである。データは透明性があり、利用できるものである必要がある。もし全てが公表されなければ、人々はそれについて知らないであろう。もう一つの成功する好事例は、広く政治的に支持される公共政策を持つことである。そういった政策には十分な資金が割り当てられることが重要である。雇用はエンパワーメントであり、女性にはそのような虐待から保護されることを保障するネットワークを形成する必要がある。女性に対する暴力に関する人々間の意識は、意識啓発キャンペーンのおかげはあるが、社会のその他の行為者のかかわりのおかげで劇的に高まっている。主要な未決の課題には、登録され、早期に止める必要のある巧妙な形態の虐待とニューテクノロジーのために若い世代の間に広がっている男っぽいことを売り物にした狂信主義の態度が含まれる。社会のすべての構成員が、この闘いにかかわらなければならない。

司会者: 好事例と女性が直面している固定観念及び男性による暴力を奨励する男らしさの構成概念を分かち合ってくださいよう、Mr. Hasyim にお願ひする。

4. **Nur Hasyim Aliansi Laki-Laki Baru** インドネシア・事務総長の女性に対する暴力をなくすための男性指導者団結ネットワークのメンバー: 私は、ドメスティック・ヴァイオレンスの女性被害者を助ける女性クライシス・センターで働いている。ドメスティック・ヴァイオレンスの女性被害者の90%近くを選

択肢はたった 2 つしかない。つまり、離婚するかまたは虐待的パートナーの下にとどまり、継続して暴力のサイクルの中で暮らすかである。センターは、第三の選択肢に取り組んでいる。つまり、虐待的行為を止めるためにパートナーと協力することである。ドメスティック・ヴァイオレンスの加害者のためのカウンセリング資料は、特に健全な関係とよい父親像を築く 12 のセッションより成る。ドメスティック・ヴァイオレンスの加害者に対処することはたやすいことではないが、必要なことである。この点で、高い落ちこぼれ率または全くセッションから脱落するといったような多くの課題がある。若い男性や男児を対象にしているが、夫婦、母親、父親を対象にする防止プログラムも行われている。父親たちは、ドメスティック・ヴァイオレンスの減少に貢献すると信じられている父親業に関わる時間を増やすよう奨励されている。

司会者: 紛争状況を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスを撤廃する国家及びその他の利害関係者の努力の一部としての防止の役割について尋ねる。

5. Begona Lasagabaster 国連ウィメン政策部部長: 法律の制定において国家は進歩を遂げている。しかし、政治的意思の欠如、適切な資金の欠如、関連プログラムのインパクトの監視の不十分さのような多くの課題が根強く続いている。最も根強い課題は、女性に対する暴力に対する深く根を下ろした社会的態度である。防止は、女性と女兒に対する暴力を減らし、結局は撤廃するための唯一の方法である。しかし、データの限界質量がなくては、これを行うことは不可能である。残念なことに、防止への取組はしばしばばらばらである。防止戦略は、男女間の性的・経済的不平等に対処する包括的で、多部門的なものでなければならない。教育プログラムは、ジェンダー関係について男性と男児の意識を強化する。地域社会の中でのパートナーシップの強化は極めて重要である。女性に対するあらゆる形態の暴力は、武装行為者の行動によって増えることもある。国連ウィメンは、他の国連機関と協働して、女性に対する暴力防止に関する世界の機関間枠組を完成しようとしている。

司会者: 女性被害者の半数近くが、夫または親密なパートナーによって殺害されている。このような行為の底辺にある原因について尋ねる。

6. Julia Estela Monarrez Fragoso メキシコ・フロンテーラ・ノルテ大学教授・研究者: 女性の殺害被害者の割合は大変に高い。これは高齢女性について特に言えることである。親密なパートナーによる女性の殺害も特に懸念される。女性殺しを考慮する際に、ジェンダーが唯一の問題ではない。開発途上国においては、これを社会的階級と国の地政学的立場につなげることも重要である。グローバル化した世界では、暴力に関するジェンダーの視点を考慮することが大変に重要である。政治問題、構造的・階層的問題、富の配分、及び国家の安全保障政策のような女性殺しの多様な理由が存在することを、国家と社会は認めなければならない。ラテンアメリカにおける大変に重要な発展は、17 か国が女性殺しを犯罪として法的に認めているという事実である。

司会者: 2014 年にバンコクで起きた女性と女兒の殺害に関する無期限の政府間専門家グループの結果について尋ねたい。

7. Sven Pfeiffer 国連麻薬犯罪事務所: 会議は、女性と女兒の殺害は、しばしば、程度の高い刑事責任免除と説明責任の欠如のために継続しているドメスティック及びその他の形態の暴力の連続の最後の出来事であることを認めた。会議は、女性と女兒の殺害のみならず暴力を防止し、対処する法律、政策、手続き及び慣行並びに犯罪防止と刑事司法において国際基準と規範を利用することの重要性を強調している。女性と女兒に対する暴力に対処する努力を継続して強化するために、国家と国連によるさらなる行動を要請する決議が採択された。

司会者: パネリストのステートメントから出てきたことは、ドメスティック・ヴァイオレンスには、近親姦と子ども・強制結婚も含まれるということであり、刑事責任免除の問題が討議される必要がある。

討議

欧州連合、中国(有志諸国グループを代表)、モロッコ(フランス語圏団体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グルループを代表)、フィリピン(東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、ノルウェー(北欧諸国を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、メキシコ、英国、アルバニア、パラグアイ、エジプト、モロッコ国内人権協議会、関連南風の開発施策、レインボウ社会連合インターナショナル

回答

1. 司会者: 女性に対する暴力は、社会問題ではなくて、犯罪である。もし既存の法律の実施と施行がなければ、この害悪は続くであろう。「イスタンブール条約」とアセアンの公約を含め、いくつかの地域イ

ニシャティヴが育っている。経済的エンパワーメントの欠如とジェンダーに基づく暴力との間の強い関連性のみならず、市民社会の役割が認められている。

2. Marie Yves Rose Morquette Myrtil: 暴力は非難されるべきであり、そうしなければ、フラストレーションが出てくるであろう。意識・情報啓発キャンペーンが組織される必要がある。暴力行為は、厳しく罰せられる必要があり、人々は、これについて耳を傾けてもらう必要がある。

3. Blanca Hernandez Oliver: 女性に対する暴力は、公共政策の問題である。メディアとのコミュニケーションが強化される必要がある。統計データ、研究・調査・捜査の結果が公にされなければならない。包括的な政治協定が不可欠である。青年のニーズが考慮に入れられなければならない。

4. Begona Lasagabaster: ポスト 2015 年の法的枠組は、ジェンダー平等を推進する大きな機会を提供している。紛争中の国家と非国家行為者の説明責任に関する作業が重要である。女性に対する暴力と闘うためには、国のチャンネルを通じた資金を配分することが極めて重要である。

5. Nur Hasyim: カウンセリングがドメスティック・ヴァイオレンス政策に統合されなければならないことを強調する。ほとんどの被害者は、虐待的パートナーの下にとどまると決定するが、これはどうしてカウンセリングが極めて重要であるかを示している。幼い男児との協力が、暴力防止の不可欠の部分でなければならない。

6. Julia Estela Monarrez Fragoso: 国家の政策が重要な要因である。国家はその女性に関する政策がどのようなものであるかを詳細に説明しなければならない。女性に対する暴力は政治問題であり、データベースには、女性殺しに関する詳細を含め、様々な要因が含まれなければならない。もし刑事責任免除が続くならば、今後大量の問題を抱えることになるだろう。

7. Nyaradzayi Gumbonzvanda: 意識から行動変容に移ることの重要性を強調する。私の仕事の中で、意識ある家庭からの顧客を見つけることは大変に難しい。

討論

エクアドル、米国、ブラジル、韓国、アルゼンチン、インドネシア、モナコ、イスラム協力団体、ニカラグア、イラク、ネパール、スロヴェニア、相談のための友好国世界委員会、人口開発アクション・カナダ、インディアン法律リソース(アメリカ・インディアン国内会議とアメリカ先住民の権利基金との共同声明)、アフリカ文化インターナショナル、ドイツ、チリ、ナミビア、ホーリーシー、マリ、シエラレオネ、タイ

まとめ

1. 司会者: パネリストたちにまとめをお願いし、各国代表団や市民社会団体による未回答の問題に答えて頂きたい。

2. Marie Yves Rose Morquetie: ドメスティック・ヴァイオレンスは、南北の女性に対する障害である。ドメスティック・ヴァイオレンスに関する国内観測所を設立し、適切な資金を配分するのみならず、権利とジェンダーに基づく暴力に関する教育を導入する必要性を強調する。法的枠組は、前進の手助けとなるであろう。

3. Blanca Hernandez Oliver: 男女間に平等をもたらす公的レベルでのいかなる行動も究極の公共財を推進し、その他の社会的不平等と取り組むことになるだろう。公表し、意識を高めるどんなことでも解決策をもたらす助けになるであろう。データは、どんなことが起こっているかをただ伝えるだけでなく、意識を高める手助けにもなる。利害関係者の間に合意が存在していなければならない。加害者に向けた拒否のメッセージが送られる必要があり、女性を尊重するメッセージが強化されなければならない。みんなが解決策を見つけることに関わることができよう。この点で、障害を持つ女性と農山漁村女性は特別な注意を払うに値する。

4. Julia Estela Monarrez Frangoso: 多くの好事例が存在する。年次ベースで国内予算がなければならず、国家は、女性のための機関が独立していて、適切に資金提供されていることを保障しなければならない。刑事責任免除は、対処されなければならないもう一つの重要な問題である。平等にコミットしている青年団体や男性団体も強化されなければならない。刑務所から出てきた女性の好事例が、もう一つの重要な問題である。彼女たちは、しばしば、パートナーが行ったことのために刑務所に入っている。助けがなければ彼女たちは男性に殺害される運命にある。

5. Mur Hasyim: 男性は生まれつき暴力的であるわけではない。彼らは暴力的になるのであって、従ってジェンダー関係について教育される必要がある。彼らは、学校のカリキュラムを通して有害な男らしさ

の慣行を避けることにかかわらなければならない。

6. **Begona Lasagabaster**: 紛争状況は、女性に対する暴力をさらに悪化させる。この状況と闘う方法の一つは、市民社会団体を通すことである。女性運動のインパクトが効果的であることが分かっている。

7. 国家は、性と生殖に関する健康と女性に対する暴力との間の関連性を認める必要がある。ドメスティック・ヴァイオレンスと取り組む際のその他の重要なテーマは、司法へのアクセスと刑事責任免除との闘い、災害管理政策においてドメスティック・ヴァイオレンスに対処することの重要性及び新しい形態のソーシャル・メディアとそれが女性に対する暴力に与える心理的影響である。

6月19日(金)昼

議事項目 3(継続)

教育権と国際連帯に関する意見交換対話(継続)

ガーナ、ボリヴィア多民族国家、コンゴ民主人民共和国、教育権と教育の自由国際団体(OIDEL)(国際カトリック子どもビューロー、あらゆる形態の人種差別撤廃国際団体、教育協力社会女性理事会、惑星合成機関、ニュー・ヒューマニティ、カトリック国際教育事務所、クリーン・エネルギー惑星協会 Inc., 正義と平和のドミニカンズ(説教師団)、良き羊飼いの慈善聖母の会衆、セルヴァス・インターナショナル、Gaia 財団、Points-Coeur 協会、協会コミュニティ教皇ヨハネ 23 世、国際連帯 NGO のためのマリトス財団(ONLUS)との共同声明)、経済的・社会的・文化的権利世界イニシャティヴ、ブラン・インターナショナル、自由擁護同盟、Al Salam 財団、南米インディアン協議会、ジュビリー・キャンペーン、世界バルア団体、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、アラブ人権委員会、関連南風の開発施策、Al-Khoel 財団、協会コミュニティ教皇ヨハネ 23 世(パクス・クリスティ・インターナショナル、国際カトリック平和運動、Gaila 財団、クリーン・エネルギー惑星協会 Inc. エドモンド・ライス国際社、良き羊飼い慈善聖母の会衆、教育権・教育の自由国際団体(OIDEIL)、パクス・ロマナ(ICMICA・IMCS)との共同声明)、平和の道具としての学校世界協会、国際ムスリム女性連合

まとめ

Kishore Singh 教育権に関する特別報告者

提出文書

56. 司法外・即決または恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/37)
57. 上記報告書付録、パプアニューギニアへのミッション報告書(A/HRC/29/37/Add.1)
58. 上記報告書付録、ガンビアへのミッション報告書(A/HRC/29/37/Add.2)
59. 上記報告書付録、インドへの国別勧告のフォローアップ報告書(A/HRC/29/37/Add.3)
60. 上記報告書付録、トルコへの国別勧告のフォローアップ報告書(A/HRC/29/37/Add.4)
61. 上記報告書付録、通報に関する所見報告書(A/HRC/29/37/Add.5)
62. 上記報告書付録(A/HRC/29/37/Add.6)
63. 上記報告書付録(A/HRC/29/37/Add.7)
64. 法律と慣行における女性差別に関する作業部会報告書(A/HRC/29/40)
65. 上記報告書付録、チリへのミッション報告書(A/HRC/29/40/Add.1)
66. 上記報告書付録、ペルーへのミッション報告書(A/HRC/29/40/Add.2)
67. 上記報告書付録、スペインへのミッション報告書(A/HRC/29/40/Add.3)
68. 上記報告書付録、チリによるコメント報告書(A/HRC/29/40/Add.4)
69. 上記報告書付録、ペルーによるコメント報告書(A/HRC/29/40/Add.5)
70. 上記報告書付録、スペインによるコメント報告書(A/HRC/29/40/Add.6)

報告書プレゼンテーション

1. **Christof Heyns** 司法外、即決または恣意的刑の執行に関する特別報告者
2. **Emna Aouij** 法律と慣行における女性差別に関する作業部会議長: 公的領域でも私的領域でも女性差別を撤廃するあらゆる必要な措置を取るすべての国家の責務を再確認する。文化生活・家庭生活での差別が根強く続いている。ジェンダーの文化的構造が差別を促進し、女性の役割が、婚姻の同意、育児、

離婚、相続を含め、いくつかの領域で普通家父長的支配と従属に従ういたるところ、特に家庭の領域で性差別主義的固定観念を生み出している。家庭におけるジェンダー平等の欠如が、近親姦と家庭内強姦を含めたドメスティック・ヴァイオレンスに対して女性と女兒を脆弱にしている。国家には、そのような行為を禁止し、罰し、被害者を支援する措置を設ける責務がある。文化と宗教は、しばしば、強制結婚、女性性器切除、または名誉犯罪のような女性と女兒に対する有害な慣行を正当化するために用いられている。文化的・宗教的長老の地位が、経済的不平等の主要な源であり、女性の貧困につながっている。文化または宗教は、差別も女性に対する暴力も正当化することはできない。女性の権利を尊重し保護するように社会の基本的単位としての家庭を保護することが極めて重要である。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の第2条、5条及び16条につけた留保条件を撤回するよう要請する。家庭の法的定義は、拡大されて、非伝統的家族を含め、異なった形態の家庭を含めなければならない。一時的結婚、強制結婚または一夫多妻の結婚を含めた差別的形態の家庭は禁止されなければならない。

チリ、ペルー、スペインで作業部会が行った国別訪問に関する報告書を説明する。チリに関しては、政治的クオータ制、女性に対する暴力を根絶する措置及びある状況では人工妊娠中絶を合法化する措置を含め、政府によって行われた憲法改正と法改革を歓迎する。女性の政治的代表者数の欠如と労働へのアクセス並びに保健へのアクセスにおける差別と現在のあらゆる場合の人口妊娠中絶の犯罪化に関して懸念が残っている。ペルーに関しては、女性の権利に関連する法的枠組を強化するかなりの努力を歓迎するが、抽出活動が先住民族女性に与える重大な経済的結果について依然として懸念している。スペインへの訪問に関しては、女性差別と闘う進んだ法的枠組を推奨する。しかし、性差別主義と緊縮措置が合わさって、大勢の女性を伝統的役割に制限していることに留意する。スペインは、緊縮措置がジェンダー問題に与えるインパクトに関する評価を行うべきである。

当該国ステートメント

チリ、ペルー、スペイン

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、シリア・アラブ共和国、ブラジル、米国、エジプト、ベルギー、イタリア、メキシコ、ニュージーランド、オランダ、スイス、ロシア連邦、イスラム協力団体、アイスランド、バラグアイ、ノルウェー、欧州会議、アルバニア、ボツワナ、ラトヴィア、テュニジア、スロヴェニア

回答

1. Christof Heyns

2. Emna Aouij: 訪問を受けた国々に、その貴重な貢献に対して感謝する。権利の普遍性は、「世界人権宣言」に書かれており、すべての個人にはその権利を完全に享受する権利があることを意味している。異なった形態の家庭は重要であり、国家による適切なケアを必要とする。作業部会は、国際・地域人権ツールに沿って、国々にそのような勧告を行っている。報告書の中で、作業部会は、男女の平等への権利が、関連決議で取り上げられておらず、このテーマに関するラウンドテーブルの概念メモでも言及されていないことを思い出させる。作業部会は、理事会が、そのすべての決議で男性と女性、男児と女児の間の平等への権利を認めるよう勧告する。理事会は、ジェンダーに基づいて差別を行う国家に対する措置の採択も検討するべきである。作業部会は、異なった文化的・宗教的状况にかかわらずに差別的慣行は撤廃されなければならないことを確立している。作業部会は、文化的・宗教的戒律を超えて女性と女児の権利の優位性があることを想起する。

6月19日(金)午後

権力と意思決定への女性の参画に関するパネル討論

開会ステートメント

Flavia Pansieri 人権副高等弁務官: 画期的な「北京宣言」と「行動綱領」の20年後であり、このパネルは、遂げられた業績を調べ、経済的・政治的生活でジェンダー平等を達成するための具体的勧告を出すための時宜を得た機会である。1979年に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

が発効する時までには進歩が遂げられており、スリランカ、インド、イスラエル、アルゼンチン、中央アフリカ共和国、英国、ボリヴィア多民族国家及びポルトガルのような様々な国々で、女性は最高の公職に到達していた。一つには、事実上の平等を達成するためのジェンダーに配慮した法律や一時的特別措置の採択のために、特にサハラ以南アフリカとラテンアメリカで、女性の比較的高い政治代表者数が見られる。ますます多くの国々が、同一労働同一賃金を保証し、セクシュアル・ハラスメントを禁止する法律を可決するといったような職場での平等を推進する措置を取っている。

同時に、進歩はのろのろと出現している。現在、政治的・公的生活への女性の参画は、昔よりは多いが、依然として目標であるべき 50%の男女同数からは程遠い。女性は、世界の議員の僅か 20%、国家の長の 17%を代表している。経済の領域では、女性は、同一価値労働に対して継続して給料は少なく、最高の指導的機関では、女性は非常に数が少ない。さらに、あまりにも多くの女性が非正規経済に捉えられており、家庭では無償労働のほとんどを担っている。国連安全保障理事会は、女性・平和・安全保障に関する決議を採択したが、交渉のテーブルへの女性の参画を保障するために、十分なことはなされていない。女性なしで折衝された紛争後の協定は、女性を含めたものよりも速く崩壊し、全員男性のグループは、男女混合のグループよりも危険で、攻撃的で、同情心のない決定を下し、これがさらなる国家間の紛争に繋がることを調査が示してきた。

経済的・政治的参画への権利の女性の平等な享受に対する障害については、女性を「適切」または「女らしい」と思われる役割に制限する有害なジェンダー固定観念を強調する。差別的な社会的・経済的・政治的規範に表れる深く根付いた家父長的構造が、さらにこの問題を複雑にしている。幼いころから始まる包括的な取組が、変革、つまり、男性、男性の意思決定者の平等と非差別への行動とコミットメントを育成するために必要とされる。女性を差別し、その機会を制限する法律の廃止及び男性のみならず女性を完全に代表する政治制度のみならず、女性の平等とその資金と機会への平等なアクセスを義務付ける法律が必要である。最後に、若い女性の声を評価し、推進し、女性にリーダーとなるスキルを備えさせる機能的環境が必要である。

司会者とパネリストによるステートメント

1. **Emna Aouij** 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会議長・司会者：平等に民主主義と人権を尊重して女性が公的・政治的生活に完全に参画できるように、達成された進歩と取り組むべき主要な課題を説明したテーマ別報告書を、作業部会は今朝提出した。これを確保するために、ジェンダー差別の構造的で社会的に下支えする根と取り組むことが極めて重要である。女性差別がある限り、いかなる国もジェンダー平等を達成できず、従ってまだまだ道は遠い。経済的・社会的生活への女性の参画も重要な要素である。多くの国々での努力にもかかわらず、労働への平等なアクセスを確保するためには課題が残っている。意思決定者が、ジェンダーに基づく固定観念と闘うための措置を採用することを保障する努力も払われなければならない。最初のパネリストには、女性の経済的エンパワーメントに関するお考えをお願いする。

2. **Arancha Gonzalez** 国際貿易センター事務局長：女性が経済成長に対してより良く備えることを保障する必要性に言及する。女性は人口の約半数を占めており、経済から女性を排除することは、悪い投資である。開発途上国の農業セクターでの女性の役割を確保することは、経済を強め、栄養不良により良く対処するであろう。女性を含めることは、より良い業績を意味する。経済への女性の参画は、社会全体に利益を与える。女性は家庭とその他のセクターに大きな再投資をしている。女性を経済的にエンパワーすることは、世代を超えたインパクトを持つ。職場への女性の参画は、依然として不平等であり、女性の賃金は男性よりも低い。仕事の第一の領域は、法的構造が設置されており、ジェンダー平等と女性による資金へのアクセスを保障する法律が施行されていることを確実にすることである。第二の優先事項は、エンパワーメント網内で女性の権利が取り込まれていることを確実にし、労働組合教育が女兒に利用できるものであることを保障することである。その他の優先事項には、職場でのジェンダー同数を確保すること、女性のエンパワーメントに対する障害に対処すること、女性が所有する事業を奨励すること及び会社の供給者の多様性を奨励することが含まれる。女性のエンパワーメントは、ポスト 2015 年の開発アジェンダーに含まれなければならない。

司会者：立法府に女性がいて変わることについて尋ねたい。

3. **Shirin Akhter** バングラデシュ議員・労働組合活動家：北京会議から 20 年後に、バングラデシュの女性はエンパワーされた。つまり、バングラデシュの国家の長、首相、議会の議長、数人の政府の大臣が女性である。それでも、重要な問題は、どうやって平等と機会均等を達成するか及び慣行と法律におけ

る差別的態度をどのように変えるかである。「バングラデシュ憲法」は、女性にとって素晴らしいものであるが、家庭、職場、教育、保健及び安全保障での生活のあらゆる領域を調べる必要がある。1971年の解放戦争に続いて、女性の政治参画のためのクォータ制が設置され、これが議会と政党における重要な数の女性に繋がった。政治と経済への女性の参画に悪影響を及ぼす宗教に名を借りたテロが、バングラデシュの女性にとっての重要な課題である。男性の考え方を換え、草の根レベルでイニシアティブを行うことが重要である。

司会者: Ms. Falolou には若い女性のリーダーシップの役割について説明していただき、意思決定の地位を占めたいと思っているそういった若い女性のためにご助言を頂きたい。

4. Lucrece Falolou ベナンの世界女子キリスト教青年会警察官: リーダーシップは、ある目的を達成するために、他の人々を管理する個人の能力を定義する。個人の発展に重要な役割を果たす女性たち及び女性のネットワーク、特に前ベナン司法大臣 Marie-Elise Gbedok に敬意を表する。女性は、社会的態度と障害を打ち破る勇気を持ち、法律を知り、自分を教育するのみならず、責任ある地位を達成する手段を自分に与える勇気を持たねばならない。教育なくしては、女性は発言力を持つことはできないので、女性は自分の子どもの教育に投資しなければならない。周縁化された女性は、自己イメージを克服して、前へ押し出されなければならない。女性はあえて他人とは違った者になり、安楽な地帯を離れなければならない。女性たちには自分たちの中で連帯を感じ、自分のエンパワーメントの鍵である質の高い教育を得るために一所懸命努めるよう要請する。

司会者: 次のパネリストには、女性のエンパワーメントを推進するために企業セクターからどのような進歩をご覧になってきたかを伺いたい。

5. Michele Olilier フランス・インデックス・ヴェンチャーズ・パートナー: 企業の世界は男性支配で、しばしば女性の利益を代表してこなかった。さらに、固定観念が優勢で、態度は男性的で攻撃的になる傾向があり、従って女性に適しているとは考えられていない。しかし女性は事業を行うことができ、男性と同じ質と資格を有している。企業の危険度の高いセクターに敢えて参入する女性はほとんどないが、より自信を持って、危険な活動に関わるのも女性である。女性は学術レベルでかなり数が多いが、しばしばそういった階段を登りそこなうことを恐れている。女性は若い女性が、自分が成功する能力にもっと自信を持つことができるようにしなければならない。

司会者: ジェンダー固定観念がどのように女性を公的参画や討議から真に妨げているのか、そのような障害を克服する際に、法的措置は役立つのかどうか尋ねたい。

6. Liaian Soto パラグアイのジェンダー、公共政策、公共行政に関する研究者: ラテンアメリカ・カリブ海諸国では、主要な固定観念には、神経質で、従って公的生活には向かない者として女性を描く固定観念、政治に関わる女性は女性らしく見えないという固定観念、「よい」女性とは家庭と子どもを持つ異性愛の女性であるという固定観念が含まれる。政治には、権力のある男性は性的対象物として女性に対する権利があり、政治は権力と権力のある男性の根城であるという考えが未だにある。政治においては、重要な問題はマクロ経済に関連しており、一方社会問題や性と生殖に関連する問題は取るに足らない問題と見なされている。教育とマスコミのメディアは、こういった固定観念に対処するために極めて重要であり、女性の参画のためのクォータ制と結合することもできよう。ボリヴィア多民族国家は、15%からわずか10年でジェンダー同数を完成した。つまり議員の50%以上が女性である。

討議

欧州連合、フィンランド(北欧諸国を代表)、オーストリア(リヒテンシュタイン、スイス、スロエヴェニアも代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、米国、モンテネグロ、クロアチア、シリア・アラブ共和国、トーゴ、フランス、スペイン、国際人権サーヴィス(アジア人権開発フォーラムとの共同声明)、世界盲人連盟、アラブ人権委員会

回答

1. Qrancha Gonzalez: 成功した措置と慣行に関する質問に答えるが、一つの魔法の弾などはない。女性が参画できるようにすることが重要であるがこれには立法が必要であり、女性が参画することを受け入れられるようにすることが重要であるがこれには態度や社会規範を変えることが必要であり、女性の参画を実際に起こるものにすることが重要であるがこれには男性のかかわりが必要である。例えば、女性の教育とe-訓練またはクラウドファンディングを通して資金調達する際に、テクノロジーは極めて重要である。ポスト2015年の開発アジェンダは、極めて重要なデータを収集し普及するための強力なメカニズム

ムを設立し埋め込まなければならない。

2. Shirin Akhter: 法律や慣行の実施と女性の能力開発が民主主義の発展と生活のあらゆる領域への女性の参画にとって重要である。この状況で、セクシュアル・ハラスメントに対処し、家事任務の分かち合いを議論することが極めて重要である。

3. Lucrece Falolou: 女性の訓練と管理能力を高め、メディアを通してアウトリーチ教育に関わることの重要性を強調する。メディアは、新しいコミュニケーション技術についてもっと伝えられる必要があり、その生産能力が高められなければならない。

4. Michele Oliver: 役員会へのクォータ制の問題がしばしば議論されてきた。問題は、女性が時には経験を欠いていることである。役員になるために必要なスキルを十分に明らかにし、それからこういったスキルを示す女性を明らかにすることが重要である。女性起業家は、残念ながら依然としてタブーである。危険を冒す女性の能力を高めるために、学校で起業コースが男性にも女性にも提供されなければならない。

5. Lilian Soto: 民主主義へのもう一つの取組としての平等は、核心となる要素の一つである。もう一つの核心となる要素は、性と生殖に関する権利の保護である。公共セクター、民間セクター及び家庭生活に影響を及ぼすものを含め、ジェンダーの取組はすべての公共政策において極めて重要である。資金調達も重要な点である。世俗主義も中心である。

討議

日本、エルサルヴァドル、中国、クウェート、アイルランド、チェコ共和国、ボリヴィア多民族国家、カナダ、欧州会議、オーストラリア、国際開発法団体、権利と開発のための世界ネットワーク、中国婦女連、エストニア、ルワンダ、メキシコ、シエラレオネ、英国、ニジェール、リトアニア、アルバニア、ラトヴィア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ギリシャ

日本のステートメント: 意思決定において女性の発言力を高めることは「北京宣言」と「行動綱領」の重要なメッセージである。政府が取った措置のおかげで、日本の職場における女性の数は、過去2年で10万人増え、政治生活における女性の代表者数は、過去3年で3分の1増えた。

まとめ

1. Arancha Gonzalez: 女性をエンパワーするために公共調達を利用する好事例と法律を挙げる。正規のセクターへの女性起業家を動かすことは、彼女たちを市場につなげ、その技術が利用されることを保障することを通してできるであろう。

2. Shirin Akhter: 意思決定プロセスに、ジェンダー平等問題と女性の考えを持ち込むことの重要性を強調する。女性のエンパワーメントにおいて、ジェンダー平等とNGOの役割を推進することの重要性も強調する。

3. Lucrece Falolou: 権力構造への女性のより良い参画を確保するために、先ず障害を定義することが重要である。女性のリーダーシップは、能力開発プログラムを通し、万人のための教育推進を通して開発されるべきである。女性の教育は、地域社会全体に幅広い結果を生むが、女性は自信と自尊心を築かなければならない。

4. Michele Oliver: 固定観念が企業セクターにおいて女性の地位の向上を妨げるので、女性は自分の能力を示す際にもっと積極的でなければならない。女性のスキルは、民間セクターは伝統的により平和的な解決策を求めるので、民間セクターにとって大変に重要である。問題に対する女性的な取組をどのようによりよく利用するかに関して詳しく説明することが重要である。すべての不平等は、社会のあらゆるレベルで教育を通して平等を推進する鍵となるように、地域社会がどのようにその青年たちを教育しているかにまでたどることができよう。

5. Lilian Soto: ラテンアメリカの様々な国々は、女性が国家の行政に参画するためのクォータ制を強化してきた。このようにして、ある程度の平等が達成されている。パラグアイでは、女性の参画率は北欧諸国と同じ高さである。女性の否定的イメージを推進するメディアに対しては報いと否定的報いを導入する必要があることを強調する。組織的な女性の問題に関する報道も重要である。

6. Emna Aouij: 「北京宣言」採択の20周年は、あらゆるレベルでの意思決定プロセスへの女性の参画を推進する際に遂げた進歩を評価する機会を提供している。このパネル討論は、ジェンダー固定観念と階層的権力構造が、政治と企業への女性の参画に継続して否定的インパクトを与えていることを明確に示した。北京の目標が達成されることを保障する共通の努力にコミットし続け、頑張るようみなさん

を奨励する。

6月22日(月)午前・昼

議事項目 3(継続)

司法外・即決・恣意的刑の執行、女性差別に関する意見交換対話(継続)

アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フィンランド、オーストラリア、ガボン、韓国、イラン・イスラム共和国、モロッコ、エストニア、コロンビア、スーダン、中国、フィジー、デンマーク、ガーナ、フランス、キューバ、ウルグアイ、パレスチナ国、インド、ジョージア、シエラレオネ、インドネシア、Sudwind、人権・ジェンダー公正地域センター(法学社会学研究センター(CELS)市民協会と共同声明)、LGBT オランダ連盟---COC オランダ(LGBT 権利スウェーデン連盟及び国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、国際ヒューマニスト倫理連合、世界ムスリム会議、アジア・リーガル・リソース・センター、アムネスティ・インターナショナル、人権擁護推進市民協会メキシコ委員会、性と生殖に関する権利センター、Al Salam 財団、第 19 条、拷問被害者リハビリテーション・センター、子ども擁護インターナショナル、フランシスカン・インターナショナル、国際開発機関、市民参画同盟 CIVICUS

提出文書

71. 極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/31)
72. 上記報告書付録、ギニアビサウへのミッション報告書(A/HRC/29/31/Add.1)
73. 上記報告書付録、ギニアビサウによるコメント報告書(A/HRC/29/31/Add.2)
74. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/51)

報告書プレゼンテーション

1. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者
2. Ben Emmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、テュニジア(アラブ・グループを代表)、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体)、クウェート、エジプト、韓国、中国、ベルギー、スイス、チリ、欧州会議、サウディアラビア、アイルランド、メキシコ、カタール、米国、ノルウェー、シリア・アラブ共和国、ブルキナファソ、ロシア連邦、エクアドル、ギリシャ、ナミビア、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バラグアイ、イラン・イスラム共和国、バーレーン、英国、シエラレオネ、マリ、ルクセンブルグ、ニュージーランド、アルジェリア、ベナン、ニジェール、トルコ、インドネシア、フランス、イラク、モロッコ、ガーナ、南アフリカ、ブラジル、バングラデシュ、ボツワナ、リビア、レバノン、アンゴラ、ヴェトナム、ハイティ、ジブティ、ヨルダン、モーリタニア、スーダン、北アイルランド人権委員会、国際レズビアン・ゲイ連盟 欧州地域、経済的・社会的・文化的権利世界イニシヤティヴ、人権平和アドヴォカシー・センター、パキスタン人権委員会、国際仏教徒救援団体、インディアン法律リソース・センター、フランシスカン・インターナショナル、カイロ人権学研究所、アフリカ開発協会、アラブ人権委員会、解放、世界バルア団体、Mbororo 社会文化開発協会、南米インディアン会議、Sudwind

まとめ

Philip Alston、Ben Emmerson

6月22日(月)午後

議事項目 2、3(継続)

提出文書

1. 女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女

性のエンパワーメントのための国連機関報告書(A/HRC/29/3)

2. 企業と人権に関する指導原則を実施するための利害関係者の能力を高めるための世界基金の可能性に関する国連人権高等弁務官の進捗報告書(A/HRC/29/18)
3. 人権と気候変動に関連する特別テーマに関する丸一日の討論の成果に関する国連人権高等弁務官事務所概要報告書(A/HRC/29/19)
4. 女性性器切除を防止し、廃絶する際の好事例と主要な課題に関する報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/29/20)
5. 企業関連の人権侵害のための救済策へのアクセスを改善するための法的選択肢と実際的措置に関する国連人権高等弁務官の進捗報告書(A/HRC/29/39)
6. 特別手続の通報報告書(A/HRC/29/50)
7. 決議 9/8 を実施するために取られた措置と条約機関制度の効果、調和及び改革をさらに改善するための勧告を含めたその実施における障害に関する事務総長報告書(A/HRC/29/53)
8. 意識を啓発し、白皮症患者の権利保護を推進するために国連人権高等弁務官が取ったイニシアティブ(A/HRC/29/CRP.2)

報告書プレゼンテーション

Flavia Pansieri 国連人権副高等弁務官

全ての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、カタール(湾岸協力会議を代表)、モンゴル(自由オンライン同盟を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、チリ(諸国グループを代表)、アイルランド、ドイツ、シエラレオネ、米国、オランダ、インドネシア、英国、パキスタン、モンテネグロ、ロシア連邦、ボツワナ、サウジアラビア、ナイジェリア、ブラジル(アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイも代表)、欧州会議、ノルウェー、国際開発法団体、スペイン、イラン・イスラム共和国、ブルキナファソ、スロヴェニア、UNAIDS、モーリタニア、オーストラリア、同盟レインボウ社会インターナショナル、クエーカー教徒協議のための友好世界委員会、子どもの権利コネク(プラン・インターナショナル、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、路上で暮らす子供たちのためのコンソーシアム、国際 ATD 第 4 世界運動、ECPAT インターナショナル財団(子ども買春・子どもポルノ・性的目的での子どもの人身取引禁止)との共同声明)、性と生殖に関する権利センター、Al-Salam 財団、国際レズビアン・ゲイ協会、人権平和アドヴォカシー・センター、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、世界ムスリム会議、世界バルア団体、Mbororo 社会文化開発協会、国際仏教徒救援団体、自由擁護同盟、Sudwind、アクション・カナダ、国際人権サーヴィス、OCAPROCT インターナショナル、解放、国連監視機構、ラテンアメリカ太湖地域平和開発のための行動インターナショナル、人権擁護推進協会連盟、暴力被害者擁護団体、アムネスティ・インターナショナル、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Dunenyo 協会、人権 Conectus、国際開発機関、アジア人権開発フォーラム、第 19 条、アラブ人権委員会、フランシスカン・インターナショナル、Al-Khoel 財団、Il Cenacolo、Pelvande Gole Narges 団体

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: IS の手に落ちた武器は、米国とフランスから送られたものであった。カタール、トルコそしていくつかの国際団体も国際テロリスト集団を支援し、資金調達している。シリアは、外国の戦闘員をシリアに運ぶトルコ人のトラック運転手を示すビデオテープについてトルコに思い出してもらいたい。

インド: パキスタンの被占領のカシミールの人々は、継続してパキスタン当局による人権侵害を受けている。インドは、ジャンム・カシミールの人々の民主的な選択を損なうパキスタンの試みを認めない。

カタール: シリアに伝えるが、今日のシリア人は、信頼を失った政権によって支配されており、アサドの玉座は、何十年にもわたって人々の血で築かれてきた。

トルコ: シリアによる非難を全面的に拒否する。トルコは、シリアからの 180 万人の難民の安全な避難場所であるのみならず、国境を超えた人道支援も確保している。シリア政権は、シリア文民の唯一の苦しみの原因であるので、トルコ政府の行動を疑問視する権利はない。トルコは、シリアへの戦闘員の

流れを阻止してきた。

パキスタン: ジャンム・カシミールの状態は解決されておらず、国連安全保障理事会の国際的決議の下にあることを明確に述べる。パキスタン政府と国民は、この地域の安定の鍵である自決権を求める闘いにおいて、ジャンム・カシミールの人々を継続して支援するつもりである。

シリア・アラブ共和国: 文民に対して犯罪を行っている集団の一部をシリアが管理しているという事実の繰り返しは驚くべきことである。カタールが移動労働者の権利を侵害していると仮定すれば、子どもっぽい話は止めて人権について語るようカタール代表団に求める。カタールは抑圧的な国家である。シリアはトルコにもシリア人の血を売ることには止めるように要請する。

カタール: 国際社会は、シリア紛争に明確な解決策を見いだせないでいる。シリア政府は、行ったこと、特に文民の殺害に関わっている役人に対して責任を有するであろう。

トルコ: シリアはトルコに根拠のない攻撃を続けている。30万人以上のシリア人の生命の損失に対して責任がある政権が、残念なことに未だに国連で議席についている。シリアの紛争を終わらせる唯一の方法は、真の対話を通すことである。そうでなければ暴政が続くであろう。

6月23日(火)午前

議事項目 3(継続)

一般討論(継続)

国際ムスリム女性連合、人権擁護アフリカ・目が覚めてランコントル、バーレーン民主主義と人権のためのアメリカ人、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、脅威にさらされた諸国民協会、ロシア選挙法公共機関、後発開発途上国国際機関、コロンビア法律家委員会

答弁権行使

エリトリア: アフリカからの非正規移動者に関する討議でのエリトリアへの言及は、エリトリアの若者は仕事と所得の約束に誘惑されているので、適切ではない。エリトリアは犯人ではなくて被害者である。

米国: 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者の報告書に関する討論中のヴェネズエラのコメントに関して応えるが、真の問題は、テロ対策の口実を含め、集会と結社の自由の国家による誤用である。ヴェネズエラは、こういった権利の行使を制限している。

ウクライナ: ロシア代表団のステートメントに答えるが、ウクライナが特別手続やその他の人権メカニズムと協力していることは知られている事実である。ロシア連邦では、表現の自由とジャーナリストを取り締まっているが、この国はそのような逸脱について他の国を非難する方を好む。ウクライナにおける表現の自由の欠如は、実際、東部ウクライナのロシアの占領の結果である。また、クリミアのタタール人の状況は、独立宣言以来悪化している。

中国: 中国は、新疆ウイグル自治区の安定に大変注意を払い、そこでのマイノリティの権利を保証している。彼らは完全な権利を享受している。同時に中国は、法の支配を確保する国であり、何らかの違法な活動に関わった者は、自分たちを超法規的であるとみなすことはできない。中国は、新疆ウイグル自治区のマイノリティの宗教的権利を継続して保護するつもりであり、そこでの経済発展を推進するつもりである。

サウディアラビア: イェーメンの状況に関する市民権団体による非難に応えるが、フーシーのクーデターからイェーメンの合法的政府を救うために「決定的嵐」作戦は合法的に行われていることを強調する。連合のすべてのメンバー国は国際人道法に従っており、サウディアラビアは、イェーメンの文民のために人道・救援支援センターを設立した。

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

提出文書

1. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の文書と口頭による最新情報(A/HRC/29/G/5、A/HRC/29/CRP.3)

プレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

意見交換対話

欧州連合、アイスランド(北欧諸国を代表)、ベルギー(ベネルックス諸国を代表)、米国、エジプト、スイス、チリ、サウジアラビア、ポルトガル、オーストラリア、チュニジア、オランダ、ポーランド、アルバニア、フランス、バーレーン、スペイン、**日本**、イスラエル、エクアドル、エストニア、アラブ首長国連邦、パラグアイ、アイルランド、ニュージーランド

日本のステートメント: 日本は依然として文民への無差別攻撃について深く懸念しており、すべての紛争当事者に暴力的な攻撃を即座に止めるよう要請する。長引く戦闘は、今や 760 万人以上の国内避難民という結果となり、人権・人道状況は、広がる文民の殺害、拷問及び拘禁を伴って継続して極めて重大な事態となっている。

回答

Paulo Sergio Pinheiro

意見交換対話(継続)

チェコ共和国、ドイツ、ブラジル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ギリシャ、ヨルダン、カナダ、アルジェリア、キューバ、朝鮮民主人民共和国、中国、イラン・イスラム共和国、スーダン

ジョージア外務副大臣ステートメント

Khatuna Totladze

意見交換対話(継続)

ベラルーシ、英国、クウェート、ロシア連邦、モルディヴ、スロヴェニア、モロッコ、イタリア、トルコ、イラク、ボツワナ、ルーマニア、アラブ法律家連合、カイロ人権学研究所、プレス・エンブレム・キャンペーン、アラブ人権委員会、アムネスティ・インターナショナル、Sudwind、婦人国際平和と自由連盟、世界ユダヤ人会議、世界市民協会

まとめ

シリア(当該国として)、Paulo Sergio Pinheiro

6月23日(火)午後

議事項目 4(継続)

提出文書

2. ヘラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/43)

報告書プレゼンテーション

Miklos Haraszi ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ベラルーシ

意見交換対話

欧州連合、ロシア連邦(有志諸国グループを代表)、シリア・アラブ共和国、アルバニア、ギリシャ、アイルランド、ロシア連邦、チェコ共和国、フランス、米国、タジキスタン、ラオ人民民主主義共和国、エストニア、スペイン、リトアニア、朝鮮民主人民共和国、ポーランド、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カナダ、ノルウェー、英国、ルクセンブルグ、ジンバブエ、キューバ、スイス、ラトヴィア、オーストリア、キルギスタン、アゼルバイジャン、カザフスタン、ヴェトナム、ニカラグア、スロヴァキア、中国、イラン・イスラム共和国、ミャンマー、トルクメニスタン、ベルギー、

オーストラリア、国際人権同盟連盟、人権ハウス財団、国際和解フェローシップ、人権監視機構、国連監視機構、世界市民参画同盟 CIVICUS

まとめ

ベラルーシ(当該国として)、Miklos Haraszti

提出文書

3. エリトリアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/41)
4. エリトリアにおけるすべての申し立てられた人権侵害を捜査するための調査委員会報告書(A/HRC/29/42)

報告書プレゼンテーション

1. Joachim Ruecker 人権理事会議長
2. Mike Smith エリトリアの人権に関する調査委員会議長

当該国ステートメント

エリトリア

意見交換対話

欧州連合、ガーナ、米国、チェコ共和国、オーストラリア、中国、ベルギー、ジブティ

答弁権行使

トルコ: シリア政権は、国際社会の知識人を侮辱するために嘘を広めようと必死になっている。トルコは、シリア難民が自国で失った尊厳を取り戻すために最善を尽くしている。

シリア・アラブ共和国: サウディアラビアとバーレーンは、シリアでの出来事についての空涙を控えるべきである。サウディアラビアは、自国での虐待に重点を置くべきである。人権の文化はそのようなので、例えば人権の長が女性の身分証明書は害悪であると述べた。アル=ヌスラ戦線を称賛するメディアは、大勢の人々が国籍を剥奪されている自国に目を向けるべきである。政権の中には、ISIS の活動に目を瞑っているところもある。

6月24日(水)午前

議事項目 4(継続)

エリトリアの人権状況に関する意見交換対話(継続)

ノルウェー、クロアチア、韓国、スペイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、スイス、スーダン、イラン・イスラム共和国、ルクセンブルグ、アイルランド、キューバ、ソマリア、エチオピア、オーストラリア、フランス、エストニア、人権監視機構、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、良心平和税インターナショナル、ジュビリー・キャンペーン(全世界キリスト教連帯との共同声明)、国際和解フェローシップ、第 19 条---検閲反対国際センター、世界市民参画協会 CIVICUS、アムネスティ・インターナショナル

まとめ

エリトリア(当該国として)、Mike Smith、Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権に関する調査委員会委員・エリトリアの人権状況に関する特別報告者

提出文書

5. エリトリアの人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/41)

報告書プレゼンテーション

Sheira B. Keetharuth

当該国ステートメント

エリトリア

特別報告者との意見交換対話

欧州連合、英国、ニュージーランド、アイスランド、国際和解フェロシップ、良心平和税インターナショナル、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国連監視機構、世界市民協会、アムネスティ・インターナショナル

まとめ

エリトリア(当該国として)、Sheila B. Keetharuth

6月24日(水)昼

議事項目 4(継続)

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、アイルランド(25カ国を代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、ラトヴィア(諸国グループを代表)、アイスランド、ドイツ、フランス、オランダ、サウディアラビア、英国、日本、モンテネグロ、ロシア連邦、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、中国、ノルウェー、アイスランド、カナダ、スイス、オーストラリア、イスラエル、チェコ共和国、エクアドル、朝鮮民主主義人民共和国、ベルギー、アゼルバイジャン、スペイン、イラン・イスラム共和国、ジョージア、ベラルーシ、スロヴァキア、マレーシア、ウクライナ、エリトリア、Sudwind、マイノリティ権利グループ、人権監視機構、国際人権同盟連盟、国境なき報道者、フランシスカン・インターナショナル(国際環境法センター(CIEL)、GAIA財団、食糧第一インターナショナル・アクション・ネットワーク(FIAN)、世界教会会議国際問題教会委員会、惑星合成研究所、クリーン・エネルギー惑星協会(PACE)、エルサレム神殿騎士団(OAMRH)、ATD第4世界国際運動、エドモンド・ライス・インターナショナル、Brahma Kumaris世界精神大学(BKWSU)との共同声明)、解放、非暴力急進党・超国家超党派、アフリカ開発協会、太湖地域平和開発行動インターナショナル、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、勝利の青年運動、あらゆる形態の差別と人種主義禁止国際運動、Dunenyo協会、拷問禁止世界団体、性と生殖に関する権利センター、Alsalam財団、人権平和アドヴォカシー・センター、国際ヒューマニスト倫理連合、英国ヒューマニスト協会、世界ムスリム会議、アフリカ文化インターナショナル、アジア・リーガル・リソース・センター、世界バルア団体、Mbororo社会文化開発協会、法学社会学研究センター(CELS)市民協会(人権コネクタス、国際人権同盟連盟(FIDH)、マイノリティ権利グループ(MRG)との共同声明)、アジア人権開発フォーラム、人権ハウス財団、アフリカ・コミュニケーション経済協力推進団体インターナショナル、国連監視機構、人権擁護推進協会連盟、アムネスティ・インターナショナル、世界市民参画協会 Civicus、プレス・エンブレム・キャンペーン、アメリカ法律家協会、カイロ人権学研究所、第19条---検閲反対国際センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、開発国際機関、アラブ人権委員会、ジャーナリスト・作家財団、バハイ国際共同体、中道民主インターナショナル

日本のステートメント: ソウルに現地を基盤とした構造が設立されたことを歓迎し、朝鮮民主主義人民共和国が人権記録を改善するために国際社会の呼び掛けに注意を払ってくれるよう希望を表明する。日本は、シリアの人権状況についても懸念を表明する。1人ひとりの保護とエンパワーメントに重点を置いた人間の安全保障の取組に高い優先順位が置かれるべきである。

南スーダン司法大臣ステートメント

Paulino Wanawilla Unango

答弁権行使

エチオピア: エチオピア政府は、集会と結社の自由への権利のみならず、表現と意見の自由を大事にしている。「憲法」は、草の根レベルでの市民社会の活動を規定している。選挙は、すべての政党の参加を得て、民主的で透明性があるように行われている。Civicusは、エチオピアが法の支配を享受している

国であることを受け入れなければならない。政府を批判したからといって逮捕される者はなく、Civixusは、事実に基づいてステートメントを行うよう求められる。

ミャンマー: 理事会でビルマという国名を使うことに異議を唱える。関連法は、メディア関係者の責任を定義しており、新しいメディア会議を設立している。ミャンマーは、多民族の、多信条の国であり、いかなる差別も認められないことを強調する。政府は、安定と平和を保つために活動を継続するつもりである。

バーレーン: 人権擁護者の権利に関するアイルランドとスイス代表団の非難に応えるが、こういったステートメントは、狭量な政治的配慮に限るのではなくて人権の一般原則によって管理されるべきである。バーレーンは、人権擁護者が法的に受け入れられない行為を行わない限り、人権擁護者の権利を再確認している。裁判は、国の平和と安定に対する脅威となる法律違反の結果である。

中国: スイスとチェコ共和国による申し立てに反駁し、人種差別、移動者の権利侵害、人種主義及びロマ社会の抑圧を含め、両国の人権問題を想起する。

スーダン: 米国と英国による根拠のない政治的動機の申し立てを拒否する。報道の自由はスーダンで保護されている。紛争と法律違反は独立した裁判所で解決され、最近の選挙は自由で公正であった。政治的に交渉された解決は、平和に向かう方法ではあるが、反乱軍は、そのような解決に反論している。米国の制裁は、スーダンの開発への権利の侵害である。

日本: 人権と人間性の尊重は、日本によって立つ基本原則である。日本は、朝鮮民主人民共和国に、国連人権メカニズムと協力するよう要請する。

ブルンディ: ブルンディが表現の自由を侵害し、デモを抑圧し、地方のメディアを閉鎖したという非難を拒否する。時には、人々は表現の自由を乱用する。ブルンディは、誰も超法規的である者はなく、デモと反乱との間に一線を画する必要があることを警告する。政府は自由で公正な選挙の開催に向けて活動している。

ウズベキスタン: ウズベキスタンは首尾一貫して人権を推進・保護し、法の支配を強化するために活動している。ウズベキスタンは拘禁の場所を定期的に監視しており、国の防止措置を開発している。2014年11月に、普遍的定期的レビュー中とその他の人権条約機関による勧告を実施するために、「国内行動計画」が採択された。

パキスタン: 死刑に関するコメントに関して、パキスタンはこの問題に関する国際法を承知しており、その規定に違反したことはない。パキスタンは、テロに対処するために最善を尽くしていないと批判された後の2014年に死刑に関する2008年の一時停止を廃止した。死刑の利用は刑事司法の問題であり、独自の司法制度を選択することは国の主権である。

エジプト: 我が国の司法が独立していないという申し立てを拒否する。いかなる権力も手続や決定に干渉することができないことが強調される。死刑の宣告に関しては、エジプト法によれば、これはある事件には適用できる。結社と集会の自由は、公共の秩序と安全保障を乱さない限り支持されている。文民が軍事裁判所で代表されるという申し立ては、軍事施設への直接的攻撃の犯罪を除いては間違っている。市民社会団体の数は増加しており、エジプトは政治的目的のために人権を利用しようとする試みは拒否する。

韓国: 朝鮮民主人民共和国代表団の言葉に応えるが、この国が、何のメリットにもならないこのような間違った非難をするのは残念である。ソウルの現地構造は、国連機関の関連決定に従って設立されたものである。韓国は、現地での人権状況を改善するために、現地に基づく事務所と完全に協力するよう朝鮮民主人民共和国に要請する。

ロシア連邦: クリミアの人々は国際法に沿って自決権を実現することを決定したことを明確にする。クリミアのタタール人及びその他の国内のマイノリティの権利に関しては、彼らには自分の権利への完全なアクセスがある。いかなる人権侵害も関連機関によって監視されており、真実だと分かれば制裁を受ける。米国は、自分たちを継続して民主主義のモデルだと考えているが、言論の自由のような人権を国内でも海外でも継続して侵害し、外国人排斥や刑務所での侵害が続いている。ネオナチズムの支持を含め、人種主義と外国人排斥の重大な問題が欧州連合にも存在する。

モルディヴ: モルディヴの人権状況に関するあるNGOのステートメントは、間違った非難に基づいている。モルディヴは平和国家であり、ほとんどの抗議は平和的に行われている。ある抗議中に暴力に関連して逮捕された者があった。モルディヴはいつでも協力、透明性、相互の尊重を奨励している。前大統領は、テロの罪で刑期を務めている。

朝鮮民主人民共和国: 日本と韓国のステートメントに応えるが、日本は慰安婦として知られている性的

奴隷を含め、前世紀に残虐行為を行った。現在の日本政府は、依然として誠実に認めることから程遠い。韓国政府は、人権を侵害するために安全保障法を利用し、そこでの人権高等弁務官事務所は、米国の意思を実施するアジェンダを有していることは明らかである。

サウディアラビア: シリア政権は、全世界で信憑性を失っている。サウディアラビアは、シャリア法に基づいてシリア国民の権利を保護することにコミットしている。アイスランドとイスラエルに比べると、サウディアラビアは、司法問題への外国の干渉を全面的に拒否する。サウディアラビアは、テロを財政的に支援している国々を非難する。

キューバ: 米国における警察の暴力と国民の不安定に注意を引き、先進国において人権が組織的に侵害されつつあることを述べる。キューバは全国民の人権を継続して尊重し、他の国々においてもその権利を行使することに貢献し、外部からの干渉なしに、キューバが望む社会を建設することに貢献できるように、すべての公的スペースに市民社会の参画を継続して奨励するつもりである。

インドネシア: 死刑を留めている国々は、最高の注意を払って、国際法に完全に従っていつもそれを適用すべきである。死刑は、社会における最も重大な犯罪に対する抑止力として役立つ。

イラン・イスラム共和国: サウディアラビアによる人権理事会の操作は、人権の大義からは程遠いものと固く信じている。

韓国: 国際社会は、2003年以來朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する決議を採択してきた。現地構造と密接に協力して、この国が自国民の権利を推進・保護する具体的措置を取る時である。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国のステートメントに答えるが、他国を非難しようとする代わりに、この国は建設的行動をとるべきである。

朝鮮民主主義人民共和国: 韓国は、自国の領土に米国の軍事的存在を終わらせるべきである。日本は朝鮮の軍事的占領中に、人道違反の犯罪を行った。朝鮮で日本帝国主義者が行った残虐行為は、忘れがたいものであり、日本はその歴史を美化しないで行った犯罪に直面するよう要請される。

6月24日(水)午後

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

キルギスタンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所キルギスタン代表部大使、中国、キューバ、ガーナ、インド、クウェート、ロシア連邦、シエラレオネ、タジキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、アフガニスタン、アルバニア、世界拷問禁止団体、人権監視機構、第19条、COC オランダ、アムネスティ・インターナショナル、Sudwind、ジュネーブ国連事務所キルギスタン代表で大使

196の勧告のうち、150が支持され、46が留意された

キルギスタンの普遍的定期的レビューの成果を採択

ギニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ギニア人権公共の自由大臣、ニジェール、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コートジボワール、キューバ、ジブティ、エチオピア、ガーナ、クウェート、マリ、人権監視機構、国際人権同盟連盟、アムネスティ・インターナショナル、人権擁護アフリカ・ランコントロール、ギニア人権公共の自由大臣

194の勧告のうちギニアは179を受け入れ、15に留意した

ギニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

6月25日(木)午前

議事項目 6(継続)

ラオ人民民主主義共和国の普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ラオ人民民主主義共和国代表部大使、ブルキナファソ、カンボディア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、ジブティ、エジプト、クウェート、インド、インドネシア、ヴェトナム、マレー

シア、ミャンマー、フィリピン、シエラレオネ、シンガポール、スリランカ、アジア人権開発フォーラム、人権監視機構、国際人権連盟、国連監視機構、ジュビリー・キャンペーン、アムネスティ・インターナショナル、国連ジュネーブ事務所ラオ人民民主主義共和国代表部大使

196 の勧告のうち、116 がラオ人民民主主義共和国によって支持され、77 が留意され、3 つがさらなる明確化が必要とされた

ラオ人民民主主義共和国の普遍的定期的レビューの成果を採択

スペインの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務症スペイン代表部大使、シエラレオネ、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、ブルガリア、ブルキナファソ、チャド、中国、コート・ド'イボワール、欧州会議、キューバ、ガーナ、インド、イラン、少数言語欧州ビューロー、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際人権連盟、人口開発アクション・カナダ、国際人権サービス、ドン・ボスコ・サレジオ会マリア・ヘルプ国際機関、アムネスティ・インターナショナル、経済的・社会的権利センター、カリタス・インターナショナル、人権擁護推進協会連盟、ジュネーブ国連事務所スペイン代表部大使

189 の勧告のうちスペインは 164 を完全に支持し、20 に留意した。5 つの勧告はさらなる明確化を必要とした。

スペインの普遍的定期的レビューの成果を採択

レソトの普遍的定期的レビューの成果の検討

レソト王国法律・憲法問題・人権大臣、マリ、ニジェール、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、キューバ、ジブティ、エチオピア、ガーナ、COC オランダ、人権擁護アフリカ・ランコントル、レソト王国法律・憲法問題・人権大臣

169 の勧告のうち、137 がレソトの支持を受け、31 が留意された。追加の明確化が、1 つの勧告に提供された。

レソトの普遍的定期的レビューの成果を採択

6月25日(木)昼

議事項目 4(継続)

一般討論(継続)

最後の晩餐、Peivante Golo Narges 団体、ヴィヴァト・インターナショナル、調査センター、国際ムスリム女性連合、人権擁護アフリカ・ランコントル、Alulbayt 財団、バーレーン民主主義・人権のためのアメリカ人、Al-Khoel 財団、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、人権法センター、南米インディアン会議、人権コネクタス、世界市民協会、世界環境資源会議、暴力被害者擁護団体、ユダヤ人学生欧州連合

答弁権行使

シリア・アラブ共和国: サウディアラビアのステートメントに答えるが、サウディアラビアは、アルカイダを含め、テロ集団に資金調達をし、軍事支援を提供している。それからシリアは、サウディアラビアでの人権侵害と汚職に言及し、イエーメンとシリアでの残虐行為へのサウディアラビアのかかわりにも言及する。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: ヴェネズエラにおける法の支配を損なおうとしている少数の国々のステートメントに言及する。ヴェネズエラは、信用を失墜させるための残酷なキャンペーンの標的である。ヴェネズエラは、その国民のための人権の完全な保護を保証している。抗議に関連して拘禁されている人々は、民主的政府を覆すことを目的とするテロリストの暴力行為に続いて逮捕された人々たちである。しかし、彼らは完全に公正な裁判と防衛保護を享受している。

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. 企業と人権に関するフォーラムの討議概要---事務局メモ(A/HRC/29/29)
2. 2015年社会フォーラム(ジュネーブ、2015年2月18-20日)報告書(A/HRC/29/44)
3. 平和への権利に関する国連宣言案に関する第3回無期限政府間作業部会報告書(A/HRC/29/45)

報告書プレゼンテーション

1. Faisal Bin Abdullah Al-Henzab 2015年社会フォーラム議長・報告者
2. Karim Ghezraoui 人権高等弁務官事務所特別手続課暫定課長
3. Christian Guillet 平和への権利に関する無期限政府間作業部会議長・報告者

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、ロシア連邦(有志諸国グループを代表)、アイルランド、中国、キューバ、インド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボリヴィア多民族国家、ガーナ、エジプト、ノルウェー、テュニジア、イラン・イスラム共和国、コロンビア、オーストリア、エクアドル、グローバル Nonkilling センター、国際民主弁護士協会、Al-Salam 財団、人権平和アドヴォカシー・センター、世界ムスリム会議、解放、世界バルア団体、アメリカ法律家協会、Mbororo 社会文化開発協会、人権 Conectus、関連南風の開発施策、国際人権サービス、Pasumai Thaayagam 財団、アフリカ文化インターナショナル

6月25日(木)午後

議事項目 6(継続)

ケニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーブ国連事務所ケニア代表部大使、ケニア国内人権委員会、ボツワナ、ブルキナファソ、チャド、中国、キューバ、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガボン、ガーナ、クウェート、ラトヴィア、マリ、ニジェール、ルワンダ、マイノリティ権利グループ、英連邦人権イニシヤティヴ、性と生殖に関する権利センター、人権監視機構、国際人権同盟連盟、人口開発アクション・カナダ、国際人権サービス、第19条、国際ゲイ・レズビアン協会、フランシスカン・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、ジュネーブ国連事務所ケニア代表部大使

253の勧告のうち、ケニアは193を受け入れ、61に留意した。

ケニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

アルメニアの普遍的定期的レビューの成果の検討

アルメニア外務副大臣、アルメニア人権擁護者機関、クウェート、ルワンダ、ロシア連邦、シエラレオネ、タジキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、ベラルーシ、ブルガリア、ブルキナファソ、チャド、中国、欧州会議、ガーナ、イラン・イスラム共和国、Sudwind、人権ハウス財団、国際カトリック子どもビューロー、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、アルメニア外務副大臣

189の勧告のうちアルメニアは155を受け入れ、32に留意し、他の2つの勧告の一部が支持を得た追加の説明を提供した。

アルメニアの普遍的定期的レビューの成果を採択

ギニアビサウの普遍的定期的レビューの成果の検討

人権理事会議長、ニジェール、ポルトガル、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、スーダン、トーゴ、ブラジル、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルキナファソ、中国、キューバ、ジブティ、エチオピア、ガーナ、マリ、人権擁護アフリカランコントロール

151の勧告のうち、147が支持され、4つが留意された

ギニアビサウの普遍的定期的レビューの成果を採択

6月26日(金)午前・昼

議事項目 6(継続)

議長ステートメント

Joachim Ruecker

スウェーデンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所スウェーデン代表部大使、スーダン、ヴェトナム、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、チャド、中国、欧州会議、キューバ、インド、イラン・イスラム共和国、シエラレオネ、関連南風の開発施策、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、婦人国際平和自由連盟、スウェーデン LGBT 権利連盟、ジュネーヴ国連事務所スウェーデン代表部大使

208 の勧告のうち、154 が受け入れられ、54 が留意された
スウェーデンの普遍的定期的レビューの成果を採択

グレナダの普遍的定期的レビューの成果の検討

グレナダ法律問題省上級法律顧問、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、キューバ、グレナダ法律問題省上級法律顧問

104 の勧告のうち、62 がグレナダに支持され、42 が留意された
グレナダの普遍的定期的レビューの成果を採択

トルコの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所トルコ代表部大使、ホンデュラス、インド、クウェート、オマーン、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、スーダン、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、トーゴ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アルジェリア、アゼルバイジャン、カタール、Sudwind、マイノリティ権利グループ、国際ゲイ・レズビアン人権委員会、シリア世界同盟、アクション・カナダ、第 19 条---検閲反対センター、ジャーナリスト・作家財、団経済協力推進アフリカコミュニケーション団体インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル、ジュビリー・キャンペーン、アムネスティ・インターナショナル、トルコ代表

278 の勧告のうち、215 が支持され、63 が留意された
トルコの普遍的定期的レビューの成果を採択

クウェートの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所クウェート代表部大使、モロッコ、ミャンマー、ネパール、ニジェール、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、南スーダン、スリランカ、パレスチナ国、Sudwind、人権監視機構、Alsalam 財団、国際人権同盟連盟、国際人権サーヴィス、国際レズビアン・ゲイ協会、南米インディアン会議、OCAPROCE インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル、アフリカ開発協会(太湖地域平和開発行動インターナショナル、勝利の青年運動との共同声明)、ジュネーヴ国連事務所クウェート代表部大使

278 の勧告のうち、178 がクウェートによって支持され、96 が留意された。4 つの勧告に関しては追加の明確化が提供された。

クウェートの普遍的定期的レビューの成果を採択

6月26日(金)午後

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

一般討論

拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、人権擁護推進協会連盟、アラブ人権委員会、開発機関インターナショナル、最後の晩餐、パレスチナ居住難民権 BADIL リソース・センター、協会コミュ

ニティ・ヨハネ 23 世(良き羊飼ひ慈善聖母マリアの会衆、惑星合成機関、世界教育機関、アフリカ・コミュニケーション経済協力推進団体インターナショナル(OCAPROCF)、パクス・ロマナ(知的文化的問題国際カトリック運動・国際カトリック学生運動)、IUS Primi Viri 国際協会との共同声明)、国際ムスリム女性連合、人権擁護アフリカ・ランコントル、バーレーン民主主義と人権のためのアメリカ人、婦人国際平和自由連合、南米インディアン会議、コロンビア法律家委員会、Servas インターナショナル、世界市民協会、太湖地域平和開発行動インターナショナル、人権法センター、アンデス民族の自治開発法人委員会-(CAPJ)、平和正義人権国際機関(権利開発世界ネットワーク(GNRD)との共同声明)、暴力被害者擁護団体

議事項目 6(継続)

提出文書

1. 普遍的定期的レビューへの参加のための任意信託基金の活動に関する報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/29/21)
2. 普遍的定期的レビューの実施における財政的・技術的援助のための任意基金の活動に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/29/22)

理事会議長声明

Joachim Ruecker

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、モロッコ、モンテネグロ、中国、パラグアイ、モルディヴ、アルバニア、インド、イラン・イスラム共和国、トリニダード・トバゴ、アンゴラ、ブルキナファソ、UPRInfo、パキスタン人権委員会、国際人権サーヴィス、拷問被害者 Khiam リハビリテーション・センター、Sudwind、Alsalam 財団、アムネスティ・インターナショナル、アラブ人権委員会、事件擁護アフリカ・ランコントル、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、南米インディアン会議、コロンビア法律家委員会、平和開発のための Maarij、国際和解フェローシップ

答弁権行使

モルディヴ: 政府は、レビュー・プロセスに参加し、国連及びその他の国際機関に報告するその能力に対して国内人権委員会に何の制限も課さなかった。

6月29日(月)午前・昼

議事項目 7: パレスチナ及びその他の非占領のアラブ地域の人権状況

提出文書

1. 2014年6月13日以来行なわれた軍事作戦の状況での、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地、特に被占領のガザ地区におけるすべての国際人道法と国際人権法の侵害を捜査するための国際委員会報告書(A/HRC/29/52)

報告書プレゼンテーション

Mary McGowan Davis 2014年のガザ紛争に関する独立調査委員会議長

当該国ステートメント

パレスチナ国、イスラエル

意見交換対話

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、チュニジア(アラブ・グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、エジプト、チュニジア、ボリヴィア多民族国家、カタール、アラブ首長国連邦、マレーシア、ニュージーランド、モルディヴ、ナミビア、イラク、南アフリカ、セネガル、チリ、マリ、バーレーン、インドネシア、ニジェール、トル

コ、サウディアラビア、アイスランド、アイルランド、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、ブラジル、スイス、シリア・アラブ共和国、クウェート、ノルウェー、モロッコ、レバノン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、リビア、バングラデシュ、メキシコ、モーリタニア、スーダン、中国、パレスチナ独立人権委員会、Al-Haq 人に仕える法、Touro 法律センター、パレスチナ人のための医療援助、イスラエルのアラブ・マイノリティのための ADALAH 法律センター、カイロ人権学研究所(Al-Haq、人に仕える法、パレスチナ居住難民権 Badil リソース・センター、人権 Al Mezan センターとの共同声明)、人権 Al Mezan センター、パレスチナ居住難民権 Badil リソース・センター、国際人権同盟連盟

まとめ

パレスチナ国、Mary McGowan Davis、Doudou Diene 2014 年ガザ紛争独立調査委員会委員

一般討論

パレスチナ国(当該国として)、シリア・アラブ共和国(当該国として)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、テュニジア(アラブ・グループを代表)、モロッコ、カタール、サウディアラビア、インドネシア、中国、キューバ、ロシア連邦、モルディヴ、アルジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エルサルヴァドル、アラブ首長国連邦、エジプト、トルコ、テュニジア、チリ、エクアドル、セネガル、バーレーン、ヨルダン、マレーシア、イラン・イスラム共和国、レバノン、イエーメン、オマーン、ウルグアイ、アフリカ連合、世界教会会議、子ども擁護インターナショナル、国連監視機構、アラブ人権委員会、あらゆる形態の暴力撤廃国際団体、Al-Haq 人に仕える法律、パレスチナ人のための医療援助、人権 Al Mezan センター、国際国連青年学生運動、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、パレスチナ居住難民権 BADIL リソース・センター、世界バルア団体、人権擁護推進協会連盟、アラブ法律家連合、ユダヤ人団体調整理事会、ユダヤ人弁護士法律家国際協会、世界ユダヤ人会議、NGO の責任 Amuta、ユダヤ人文化教育促進協会、ユダヤ人学生欧州連合、Ingenieurs du Monde(国連監視機構との共同声明)、国際ジャーナリスト連盟、婦人国際平和自由連盟、アメリカ法律家協会

6月29日(月)午後

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 性的指向及びジェンダー・アイデンティティに基づく個人に対する差別と暴力に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/29/23)

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、コロンビア(超地域諸国グループを代表)、スロヴェニア(超地域声明を朗読)、タジキスタン(集団的安全保障機関を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、米国、シエラレオネ、アイルランド、オランダ、ロシア連邦、モロッコ、ノルウェー、スペイン、イスラエル、スイス、クロアチア、ポーランド、スウェーデン、人口開発アクション・カナダ、人権関連条約 NGO グループ、国際レズビアン・ゲイ協会(同盟レインボウ・コミュニティ・インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟 FIDH)、国際倫理連合、第 19 条---検閲反対国際センター、関連南風の開発施策、女性開発フォーラム---FOKUA、国際人権サービス、人権監視機構、国際 HIV/AIDS 同盟、国際ゲイ・レズビアン人権委員会との共同声明)、アラブ人権委員会、自由擁護同盟、Sudwind、ドン・ボスコ・サレジオ会聖母マリア・ヘルプ国際機関、国際ヒューマニスト倫理連合、世界ムスリム会議、世界バルア団体、Mbororo 社会文化開発協会、人権擁護推進協会連盟、フォーラム・アジア、Al-Salam 財団、開発国際機関、アムネスティ・インターナショナル、国際国連青年学生運動、健康プロモーターと人権に関するアフリカ委員会、平和開発 Maarij 財団、人権擁護アフリカ・ランコントロール、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、国際ムスリム女性連合、南米インディアン会議、セルヴァス・インターナショナル、国際人権同盟連盟、世界市民協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、太湖地域平和開発行動インターナショナル、

国際ゲイ・レズビアン人権委員会、権利開発世界ネットワーク、生活を懸念するミネソタ市民、平和正義人権機関、CIVICUS

答弁権行使

モルディヴ: 国内人権委員会と司法は、依然として独立した機関であるべきであるという我が国の立場を繰り返し述べる。普遍的定期的レビュー・プロセスへの委員会の提出物には何の制限もつけられなかった。モルディヴは、国の開発を可能にする司法改革・制度改革にコミットし、市民社会の積極的貢献を評価している。

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/46)
2. 上記報告書付録、韓国へのミッション報告書(A/HRC/29/46/Add.1)
3. ナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を煽る慣行の称賛との闘いに関する現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/HRC/29/47)

報告書プレゼンテーション

Mutuma Ruteeri 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

当該国ステートメント

韓国、韓国国内人権委員会

意見交換対話

欧州連合、エクアドル(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、インド、ベルギー、エジプト、トルコ、ブラジル、フィジー、スペイン、中国、ナイジェリア

6月30日(火)午前

議事項目 9(継続)

意見交換対話(継続)

ブルキナファソ、ギリシャ、キューバ、モロッコ、バングラデシュ、コンゴ共和国、エストニア、米国、チリ、ボツワナ、ロシア連邦、ボリヴィア多民族国家、アルジェリア、フランス、国際民主弁護士協会、マイノリティ権利グループ、国際反差別人種主義運動、Sudwind、脅威にさらされた諸国民協会、ジュビリー・キャンペーン(全世界キリスト教徒連帯との共同声明)

まとめ

Mutuma Rutreere

一般討論

ラトヴィア(欧州連合を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、テュニジア(アラブ・グループを代表)、米国、キューバ、ロシア連邦、カタール、ナミビア、欧州会議、エジプト、トルコ、イラク、イスラエル、ベルギー、イラク、ハンガリー、バーレーン、Minbyun---民主的社会のための弁護士、国際国連青年学生運動、あらゆる形態の人種差別撤廃国際団体、国際ヒューマニスト倫理連合、人権平和アドヴォカシー・センター、世界ムスリム会議、解放、世界バルア団体、Mbororo 社会文化開発協会、関連南風の開発施策、Alsalam 財団、健康プロモーターと人権アフリカ委員会、国連監視機構、暴力被害者擁護団体、国際開発機関、平和開発 Maarij 財団、世界ユダヤ人会議、国際ムスリム女性連合、バーレ

ーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、人権擁護アフリカ・ランコントル、セルヴァス・インターナショナル、ノートルダム友愛宣言、権利開発世界ネットワーク、脅威にされされる諸国民協会、アラブ人権委員会

6月30日(火)昼

テロがすべての諸国民の人権と基本的自由の享受に与える影響に関するパネル討論

開会ステートメント

Flavia Pansieri 人権副高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Ben Emmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者
2. Steven Siqueira 対テロ実施タスク・フォース事務所・国連対テロ戦略センター副事務局長
3. Mauro Miedico 国連麻薬犯罪事務所テロ防止課課長

討議

サウディアラビア(諸国グループを代表)、エジプト(諸国グループを代表)、スイス(32カ国グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、欧州連合、ハンガリー(32カ国グループを代表)、エクアドルラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体を代表)、デンマーク(北欧諸国を代表)、アルバニア(諸国グループを代表)、パキスタン、米国、キューバ、モロッコ人権会議、人権監視機構(国際人権サーヴィス、国際人権同盟連盟との共同声明)、Al-Salam 財団

パネリストによる回答

Ben Emmerson, Steven Siqueira, Mauro Miedico

討議(継続)

中国、ナミビア、シエラレオネ、ベルギー、クウェート、ハンガリー、ヨルダン、エストニア、CIVICUS、協議のための友好世界委員会(アムネスティ・インターナショナルとの共同声明)、拷問被害者擁護団体、モロッコ、オランダ、ホーリーシー、インド、ニジェール、ヴェトナム、欧州会議、フランス語圏国際団体、アイルランド、バーレーン、アラブ人権委員会、NGOの責任のためのアミュタ

まとめ

Ben Emmerson, Steven Siqueira, Mauro Miedico

6月30日(火)午後

議事項目 10: 技術支援と能力開発

中央アフリカ共和国における人権状況に関する独立専門家ステートメント

Marie-Therese Keita Bocoum

中央アフリカ共和国における国連多面的統合安定ミッション副団長ステートメント

Diane Corner

当該国ステートメント

中央アフリカ共和国司法大臣、中央アフリカ共和国宗教間プラットフォーム、中央アフリカ共和国国内和解大臣

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、カナダ(国際フランス語圏団体を代表)、ポルトガル、スペイン、英国、ノルウェー、ニジェール、ガーナ、ルワンダ、セネガル、トーゴ、ガボン、フランス、モロッコ、コンゴ共和国、アイルランド、アンゴラ、マリ、エストニア、中国、ルクセンブル

グ、オーストラリア、ベルギー、スイス、米国、ベナン、チャド、アルジェリア、エジプト、国際人権同盟連盟、人権監視機構、アラブ人権委員会

まとめ

Marie-Therese Keita Bocoum, Diane Corner, Imam Kobine Layama, Aristide Sokambi, Jeannette Dethoua

提出文書

1. 人権分野でのコーティヴォワールの能力開発強化と技術協力に関する独立専門家報告書(A/HRC/29/49)

コーティヴォワールの人権状況に関する独立専門家ステートメント

Mohammed Ayat

当該国ステートメント

コーティヴォワール

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、カナダ

7月1日(水)午前

議事項目 10(継続)

コーティヴォワールの人権状況に関する意見交換対話(継続)

米国、ベルギー、ニジェール、エジプト、コンゴ共和国、アルジェリア、ガーナ、トーゴ、マリ、セネガル、モロッコ、ルワンダ、ボツワナ、チャド、英国、モザンビーク、ベナン、ガボン、中国、フランス、アイルランド、ニュージーランド、国際人権同盟連盟、国際人権サーヴィス、人権監視機構、国連監視機構、国際カトリック子どもビューロー(独立した社会環境での使徒会の国際運動、聖ヴァンサン・ド・ポール慈善の娘たち、パックス・ロマナ・正義と平和のドミニカンズ---説教師団との共同声明)

まとめ

コーティヴォワール、Mohammed Ayat

ボコ・ハラムに関する人権高等弁務官の口頭による最新情報

Zeid Ra'Ad Hussein

当該国ステートメント

カメルーン、チャド、ニジェール、ナイジェリア

意見交換対話

欧州連合、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、シエラレオネ、米国、ポーランド、スペイン、トーゴ、エクアドル、イラン・イスラム共和国、フランス、オーストラリア、マリ、ガボン、ドイツ、カナダ、エジプト、英国、モロッコ、ニュージーランド、アルジェリア、アイルランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、アフリカ連合、スーダン、スイス、ブルンディ、リビア、ルワンダ、エチオピア、モーリタニア、コンゴ共和国、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、性と生殖に関する権利センター、あらゆる形態の差別人種主義反対国際運動、国際人権同盟連盟、アラブ人権委員会人権擁護アフリカ・ランコントロール(南北 XXI との共同声明)

まとめ

Zeid Ra'Ad Al Hussein

7月1日(水)午後

議事項目 10(継続)

ガーナ外務・地域統合大臣ステートメント

Hanna Serwaah Tetteh

提出文書

2. 人権分野での技術協力のための国連任意基金評議委員会委員長報告書(A/HRC/29/48)

報告書プレゼンテーション

1. Anders Kompass 国連人権高等弁務官事務所現地活動・技術協力部部長(Flavia Pansieri 人権副高等弁務官の代理)

2. Maricli Acosta Urquidi 人権分野での技術協力のための国連任意基金評議委員会委員長

一般討論

ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、チュニジア(アラブ・グループを代表)、キューバ(25 か国有志グループを代表)、アイルランド、モロッコ、シエラレオネ、フランス、オランダ、英国、中国、米国、エストニア、インド、ラトヴィア、モンテネグロ、欧州会議、オーストラリア、タイ、スーダン、グルジア、リビア、リトアニア、ウクライナ、ホーリーシー、グアテマラ、国際人権同盟連盟、人権監視機構、人権擁護推進協会連盟、アラブ人権委員会、解放、Mbororo 社会文化開発協会、Al-Salam 財団、Sudwind、人権平和アドヴォカシー・センター、国連監視機構、世界バルア団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、人権擁護アフリカ・ランコントロール、南米インディアン会議、アムネスティ・インターナショナル、国際後発開発途上国団体、フォーラム・アジア

答弁権行使

ブルンディ: ブルンディにおける安全保障と人権状況が悪化しているというステートメントに反論する。国民が平和裏にそれぞれの仕事を行っている時に、不安定が国内に広がっているということを耳にするのは驚きである。選挙は、何の出来事もなく自由に行われ、これは安全保障状況が広がっていることの証拠である。ブルンディでは、誰も法の外に置かれている者はなく、法を犯した者は司法制度によって訴追されている。

ロシア連邦: ロシアのクリミア地域とセヴァストポリ市の人権状況は、ロシアに加わる前よりもずっと良くなっており、すべての国際人権保護メカニズムにアクセスできる。ウクライナへの技術協力について考える代わりに、国々の中には、技術協力と能力開発に関する議事とは何の関係もなく、広がっている建設的精神を損なう討議を理事会に無理強いしているところがある。

モルディヴ: 現地の状況は建設的協力を通して改善できよう。モルディヴは、いつもすべての当事者とかわる透明性を有している。モルディヴの国内人権機関と司法は独立しており、憲法に従って活動している。人権団体のかかわりも歓迎され、モルディヴは相互の尊重を推進し続ける積りである。

7月1日(水)晩

議事項目 6(継続)

キリバティの普遍的定期的レビューの検討

人権理事会副議長、中国、キューバ、ガーナ、シエラレオネ、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フランシスカン・インターナショナル、人権理事会副議長

115 の勧告のうち、キリバティは 70 を受け入れ、45 に留意した

キリバティ欠席のまま、キリバティの普遍的定期的レビューの成果を採択

7月2日(木)午前

議事項目 6(継続)

グァイアナの普遍的定期的レビューの成果の検討

ブリュッセルのグァイアナ大使館参事官、ブラジル、中国、キューバ、インド、国連子ども基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英連邦人権機関、人口開発アクション・カナダ、アムネスティ・インターナショナル、ブリュッセルのグァイアナ大使館参事官

143 の勧告のうち、グァイアナは 88 を受け入れ、55 に留意した
グァイアナの普遍的定期的レビューの採択

7月2日(木)昼

議事項目 1(継続)

ドミニカ共和国外務大臣ステートメント

Andres Navarro Garcia

決議案の審議

ミャンマーにおけるロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況(A/HRC/29/L.30)

決議の採択は、金曜日午前まで延期

主提案国: パキスタン

一般コメント: サウジアラビア、ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国、ロシア連邦、日本、中国、インド、ヴェトナム、パキスタン

日本のコメント: ミャンマーのロヒンギャの状況及び東南アジアにおける最近の移動の状況について国際社会と懸念を共有する。日本は、人権状況を改善するために、ミャンマーが引き続き国連人権メカニズム及びその他の地域・国際パートナーと協力するよう希望を表明し、決議案のテキストがもっとバランスの取れたものにならないものかと思う。

決議の採択

1. 「国際人権規約」採択 15 周年記念とその発行 14 周年記念(A/HRC/29/L.2)

主提案国: ロシア連邦

採択前ステートメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国

コンセンサスで決議を採択

2. 移動者の人権保護: 移動中の移動者(A/HRC/29/L.3)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、キプロス、ドイツ、グアテマラ、ホンデュラス、アイルランド、ケニア、モンテネグロ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ウルグアイ

一般コメント: ラトヴィア

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

3. 人権と国際連帯(A/HRC/29/L.6)

主提案国: キューバ

共同提案国: バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、グアテマラ、ニカラグア、パキスタン、ロシア連邦、スリランカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

票決前ステートメント: メキシコ、ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国

賛成 33 票、反対 14 票、棄権 0 票で決議案を採択

票決結果: 賛成 33 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、

ガーナ、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、ロシア連邦、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 14 票： アルバニア、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ラトヴィア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

4. 女性差別の撤廃(A/HRC/29/L.7/Rev.1)

主提案国： コロンビア

共同提案国： アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、フィジー、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、ニュージーランド、オランダ、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、ヴェトナム

一般コメント： メキシコ、ラトヴィア(欧州連合を代表)、南アフリカ

コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその他のすべての関連国際人権条約を想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びその見直し会議の成果文書、「ダーバン宣言と行動計画」及びダーバン見直し会議の成果文書も想起し、

人権理事会、総会、安全保障理事会及びその他の国連機関の女性差別の撤廃に関するすべての関連決議をさらに想起し、

提案されている持続可能な開発目標に独立した目標として、ジェンダー平等とすべての女性と女性のエンパワーメントを含めることを歓迎し、ジェンダーの視点をポスト 2015 年の開発アジェンダーに統合することを楽しみに待ち、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「市民的・政治的権利国際規約」及び「経済的・社会的・文化的権利国際規約」を含め、国際人権条約が、ジェンダーに基づく差別を禁止しており、女性と男性、女兒と男児によるその市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の平等に基づく享受への保証を含んでいることを念頭に置き、

男性と同等にあらゆる年齢の女性の生活のあらゆる側面への完全で、平等で効果的な参画が、国の完全な経済的・政治的・社会的・文化的開発と世界的課題の永続的解決と平和の実現の達成にとっての基本であり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが女性・男性・女兒・男児及び社会全体に利益を与えることを認め、

女性の平等な権利とその文化生活・家庭生活の享受は、公的生活・私的生活・社会的生活・経済的生活を含め、すべての領域での人権の享受に密接に関連していることを強調し、

国内と地域の特異性と様々な歴史的・文化的・宗教的背景の重要性が念頭に置かれなければならないが、その政治的・経済的・文化的システムに関わりなく、すべての人権と基本的自由を推進・保護することが国家の義務であることを再確認し、

文化的・宗教的多様性の尊重と万人のための文化的権利と宗教の自由の尊重が複数主義を強化し、人権の適用と享受を推進することに貢献することを認め、

生活のすべての側面ですべての人権の女性による平等な享受を確保するために、女性に対する差別的で、後退的で、暴力的な慣行が、文化と宗教が誤用され、誤って解釈されているような場合を含め、その出自に関わりなく、撤廃されるべきであることを繰り返し述べ、

多くの女性と女兒、特に脆弱なグループに所属している女性と女兒が重複し、重なり合う差別に直面し未だに差別的な法律と慣行に従わされており、法律上と事実上の平等がまだ達成されていないことを認め、深く懸念し、

ジェンダー対応力が、1993年12月20日の総会決議48/134によって採択された人権の推進と保護のための国内機関の状態に関連する原則(パリ原則)によって確立されているように、国内人権機関が果たす役割の基本的部分であることを認め、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関、婦人の地位委員会、女子差別撤廃委員会、人権理事会の特別手続マンデート保持者及び世界中で法律と慣行における差別を撤廃するためのその他の関連国連機関・基金・メカニズムによって行われる作業を認め、この問題に関して国連人権高等弁務官事務所が行う作業に留意し、

1. 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会の報告書に留意する¹。

2. 人権の実現には、男性や男児と同等に生活のあらゆる側面への女性と女兒の完全で、効果的で、意味ある参画と貢献が必要であることを確認する。

3. 特に以下により、すべての人権の女性の平等な享受を確保するよう各国に要請する:

(a) 国際責務と公約に従って、文化生活・家庭生活におけるジェンダー平等を推進し、保証する国内の法的枠組を採用し強化すること。

(b) 文化生活・家庭生活を含め、女性と女兒の平等かつ完全なアクセス、参画及び貢献を推進すること。

(c) すべての差別的慣行とジェンダー固定観念を拒否すること。

(d) 特に脆弱なグループに属する人々に対する重複し、重なり合う形態の差別と闘う措置を採用または強化すること。

4. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を受けない文化を推進し、特に以下によってその根本原因に対処するようにも国々に要請する:

(a) 適宜、国内メカニズム、措置及び政策を開発すること。

(b) 意識啓発キャンペーン、教育及び情報プログラムを採用すること。

(c) 市民社会団体及び男性と男児を含めたその他の利害関係者の動員とかかわりを推進すること。

(d) 司法に関わる人々を含めた国家公務員のためのジェンダー平等訓練を提供すること。

(e) 統合力のある一連のジェンダーに対応する社会・経済政策を採用すること。

(f) 女性が直面している構造的障害と不平等を克服するために、貧困と社会的排除に対処すること。

5. どちらかの性の劣性・優性の考えと男女の固定観念的役割に基づく偏見と慣習的及びその他の慣行の撤廃を達成する目的で、男女の社会的・文化的行動様式を修正するすべての適切な措置を取るよう各

¹ A/HRC/29/40。

国に要請する。

6. 婚姻と家族関係に関連するすべての問題において女性差別を撤廃し、特に以下により、それぞれの国際責務と公約に従って、家庭生活の法律と慣行における女性の平等を保証するすべての適切な措置を取るよう各国に要請する：

(a)法の下での家族全員の平等を認めること。

(b)女性と女児の権利、福利、尊厳の侵害となるあらゆる形態の婚姻に反対すること。

(c)男女が自由に配偶者を選び、自由で完全な同意があって初めて婚姻を成立させる同じ権利及び婚姻中及び離婚時に同じ権利と責任があることを保障すること。

(d)財産の所有、取得、管理、享受、処分に関して配偶者双方の同じ権利を保障すること。

(e)子どもの後見、保護、受託、養子縁組、または国内法にこういった概念が存在する類似の制度に関する同じ権利と責任を確保し、あらゆる場合に、子どもの利益を最高のものとする。

7. 女性と女児のエンパワーメントの鍵として、また、平等と非差別を確保するために、教育への権利の重要性を再確認し、質の高い教育への女児の平等なアクセスを保障し、教育にアクセスし、修了し、継続することを妨げる差別的な法律と慣行を撤廃し、この目的で奨励策メカニズムを提供し、就学率におけるジェンダー格差、差別的慣行、社会的または文化的態度または法的・経済的状況から来るものであろうとなかろうと、教育制度、カリキュラム、教材におけるジェンダーに基づく偏見と固定観念なくすことを特に目的とするプログラムを適宜開発し実施する措置を国家が採用すべきことを再確認する。

8. 一家の長である女性を含め、女性が差別なくあらゆる経済的・金融的・財政的サービスと利益に平等にアクセスできることを保障するよう国々に要請する。

9. 文化生活・家庭生活に向けた統合力のある一連のジェンダーに対応した政策を適宜採用することにより、女性と女児の権利を推進し、そのエンパワーメントを支援するよう各国に要請する。

10. 改革、制度的メカニズムの効果及びグッド・ガバナンスを推進し、国籍法を含め、平等と女性と女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃に向けた法的枠組と政策を実施するよう各国に要請する。

11. あらゆるレベルの政策策定プロセスと意思決定の地位で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に向けた具体的手段を取るよう、さらに各国に要請する。

12. ドメスティック・ヴァイオレンスを含め、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するあらゆるレベルでの努力を促進する必要性を強調する。

13. 特に以下のための措置を採用することにより、女性の権利を侵害する行為に対する説明責任と相当の注意義務を確保する努力を促進する必要性も強調する。

(a)侵害を防止し、加害者を訴追して罰し、刑事責任免除と闘うため。

(b)女性と女児の被害者のニーズに対処し、彼女たちの再被害を避けるため。

(c)重複し、重なり合い、悪化する形態の差別を考慮に入れる司法と効果的救済策・矯正策へのアクセスを保証するため。

14. 正規の法制度を地位に関わりなくすべての女性にアクセスできるものにする必要性をさらに強調する。

15. ジェンダー固定観念の撤廃とジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの推進においてメディアが果たすことのできる重要な役割を認めるよう各国に要請する。

16. 市民社会団体、特に独立した女性団体と人権擁護者が、文化生活・家庭生活を含め、生活のあらゆる

る領域で完全な平等を推進し、女性と女兒に対する暴力を撤廃する際に重要な作業を行っており、従って市民社会団体にはその持続可能性と成長のために支援が必要であることを認める。

17. 作業部会がそのマンデートを効果的に果たすことができるように、作業部会が要請するすべての必要な利用できる情報を提供し、国別訪問の要請に快く対応することを真剣に配慮するよう作業部会と協力し、その作業を支援するよう、すべての国々に要請する。

18. マンデートの成就において作業部会と完全に協力するようそれぞれのマンデート内で国連機関、基金及び計画、条約機関及び民間セクターのみならず、NGOを含めた市民社会行為者に勧め、要請に応じて作業に参加することを含め、婦人の地位委員会に継続してかかわるよう作業部会に要請する。

19. 次回報告書は保健と安全の法律と慣行における女性差別の問題を中心とするという作業部会の意図に感謝と共に留意する。

20. 年次作業計画に従って、この問題の検討を継続することを決定する。

5. ハンセン氏病患者とその家族に対する差別の撤廃(+/HRC/29/L.10)

主提案国: 日本

共同提案国: アンドラ、アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、カナダ、コンゴ共和国、キプロス、エストニア、エチオピア、フランス、ジョージア、ドイツ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ニカラグア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、英国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

コンセンサスで決議を採択

6. 司法、陪審員とアクセサーの独立性と弁護士との独立性(A/HRC/29/L.11)

主提案国: ハンガリー(諸国核心グループを代表)、メキシコ

共同提案国: アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、ヴェトナム

採択前ステートメント: 米国

コンセンサスで決議を採択

7. 教育への権利(A/HRC/29/L.14/Rev.1)

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ベラルーシ、クロアチア、キプロス、エジプト、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、英国、ウクライナ、ウルグアイ、ヴェトナム

修正案 L.31 の票決

主提案国: パキスタン

一般コメント: ポルトガル

賛成 9 票、反対 22 票、棄権 16 票で修正案 L.31 を否決

前文パラ 8 の票決

票決前ステートメント: ロシア連邦

賛成 30 票、反対 0 票、棄権 17 票で前文パラ 8 を留め置くことに決定

一般コメント: ポルトガル

コンセンサスで決議を採択

8. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃する努力の強化(A/HRC/29/L.15)

主提案国: シエラレオネ、イタリア

共同提案国: アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チャド、クロアチア、キプロス、エストニア、エチオピア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、ヴェトナム、ザンビア

一般コメント: カタール

コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及び「市民的・政治的権利国際規約」並びに「子どもの権利に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「奴隷制度、奴隷取引及び奴隷制度に類似した制度と慣行の廃絶に関する補助条約」を含めたその他の関連人権条約に導かれ、

2013 年 9 月 27 日の決議 24/21 及び 2014 年 12 月 18 日の総会決議 69/156 を再確認し、

人権理事会、総会、経済社会理事会及びその補助機関のすべてのその他の関連決議の完全かつ効果的実施とフォローアップに対する公約を想起し、

「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書のみならず、「ウィーン宣言と行動計画」を再確認し、「人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章」とその「選択議定書」、人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会、「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」、「女性に対する暴力の防止、懲罰、根絶に関する米州条約」（「ベレム・ド・パラ条約」）、及び女性に対する暴力及びドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する「欧州会議条約」（「イスタンブール条約」）を含め、子ども結婚、早期・強制結婚の防止と撤廃における地域条約とメカニズムの関連性と重要性を認め、

アフリカ連合のアフリカにおける子ども結婚をなくすためのキャンペーン、南アジアにおける子ども結婚をなくすための地域行動計画及び南アジアでの子ども結婚をなくすためのカトマンズ行動呼びかけのような子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃するための地域イニシアティブを歓迎し、

子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃することに関する人権高等弁務官事務所の報告書も歓迎し²、第 26 回会期中に開催された子ども結婚、早期・強制結婚の防止と撤廃に関するパネル討論の概要

² A/HRC/26/22 及び Corr.1。

報告書³、及び 2014 年 9 月 5 日に第 68 回総会によって開催されたパネル討論の概要報告書も歓迎し、

有害な慣行に関する女子差別撤廃委員会の合同一般勧告第 31 号/子どもの権利委員会の一般コメント第 18 号⁴に留意し、

子ども結婚、早期・強制結婚は、人権を侵害し、乱用し、損なう有害な慣行であり、他の有害な慣行と人権侵害と関連し、これを永続化する有害な慣行であり、そのような侵害が女性と女兒に不相応に否定的なインパクト与えることを認め、女性と女兒の人権と基本的自由を推進し、保護し、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃する各国の人権責務と公約を強調し、

国連子ども基金によれば、およそ 1,500 万人の女兒が、毎年 18 歳になる前に結婚させられ、今日生きている 7 億人以上の女性と女兒が、18 歳の誕生日前に結婚させられていたことを念頭に置き、

子ども結婚、早期・強制結婚が、これに限られるわけではないが、その性と生殖に関する健康を含め、女性と女兒の身体的・心理的健康の様々な側面に対して重大な脅威となっており、早期の頻繁な意図しない妊娠、妊産婦・新生児死亡と罹病、産科フィステラ、HIV/AIDS を含めた性感染症の危険をかなり高め、あらゆる形態の暴力に対する脆弱性をかなり高めており、こういった慣行の悪影響を受けているすべての女性と女兒が、教育、カウンセリング、シェルター及びその他の社会サービス、心理的・性的・生殖に関する保健ケア・サービスと医療ケアのような質の高いサービスに平等にアクセスできなければならないことを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚が、それ自体持続可能な開発に対する障害であり、貧困のサイクルの永続化を助長し、子ども結婚、早期・強制結婚の危険が、紛争と人道危機の状況で非常に悪化することも認め、

深く根差したジェンダー不平等、規範、固定観念のインパクト及び特に女性と女兒の人権の完全享受に対する障害となり、子ども結婚、早期・強制結婚の主要な原因である有害な慣行、認識、慣習のインパクトを深く懸念し、

貧困と教育の欠如も、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行の牽引力でもあることも深く懸念し、子ども結婚、早期・強制結婚が、女性と女兒の教育へのアクセスと教育の修了に対するかなりの障害となっているという事実を想起し、

子ども結婚、早期・強制結婚が依然として女性と女兒の経済的・法的・保健上・社会的地位にとっての障害であるのみならず、社会全体の開発にとっての障害であり、女性と女兒のエンパワーメントと彼女たちへの投資、彼女たちに影響を及ぼすあらゆる決定への女兒の意味ある参画及びあらゆるレベルの意思決定への女性の完全で、平等で効果的な参画が、ジェンダー不平等と差別、暴力と貧困のサイクルを断ち切る際の重要な要因であり、特に包摂的な経済成長にとって極めて重要であることを認め、

子ども結婚、早期・強制結婚の複雑で手ごわい課題が、各国政府、議員、司法当局、法律執行担当官と宗教指導者、市民社会、メディア、民間セクター及びその他の利害関係者が様々な経済的・社会的・文化的場に存在するこの慣行の根本原因に対処する集団的努力を必要としていることも認め、

子ども結婚、早期・強制結婚をなくすための国内行動計画、戦略及び政策、子どもと女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し、対応するための包括的な国内戦略を通して、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行を防止し、撤廃することを目的とする調整メカニズムと多部門的介入の必要性をさらに認め、

出生届け、結婚・離婚・死亡届けが、より良いガバナンスを推進し、国際的に合意された開発目標を達成するために意図された重要な統計の開発とプログラムと政策の効果的企画、実施を促進する包括的な国民登録制度の一部であり、慣習的・宗教的婚姻の義務的登録の欠如が子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃する既存の法律及びその他のイニシアティブの実施に対する大きな障害であることを認

³ A/HRC/27/34。

⁴ CEDAW/C/GC/32-CRC/C/GC/18。

め、

男性と男児も含めた子ども結婚、早期・強制結婚の有害な結果に関する意識啓発が、しばしば、婚姻年齢を遅らせる女兒とその家族の努力を支援する社会的規範の推進に貢献することも認め、

1. 子ども結婚、早期・強制結婚が、人権の侵害、乱用、損害及び個人があらゆる形態の暴力を受けないで暮らすことを妨げる有害な慣行であり、教育への権利及び性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の健康への権利のような人権の享受にとっての広範で否定的な結果を生むことを認める。

2. 女兒、女性、宗教指導者と地域社会指導者、市民社会と人権団体、男性と男児、青年団体を含めた関連利害関係者の参画を得て、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃する包括的で調整された対応、戦略、政策を開発し、国際人権責務と公約を完全に遵守して、安全なシェルター、司法と法的救済策へのアクセス、国境を超えた好事例の分かち合いのような子ども保護制度、保護メカニズムの強化を通して、すでに結婚している女兒、思春期の若者及び女性を支援するよう各国に要請する。

3. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、危険にさらされている者を保護し、すでに結婚している女性と女兒を支援することを目的とする法律と慣行を制定し、施行し、調和させ、支持し、婚姻は、配偶者となる者の情報を得た、自由で完全な同意があつて初めて成立し、結婚、離婚、子どもの後見及び結婚と離婚の経済的結果に関連するすべての事柄において、女性が男性と同等の権利を有することを保障するよう各国に要請する。

4. 子どもとジェンダーに配慮した取組に特別な注意を払って、すべての子どもに対する暴力を捜査し、訴追し、罰する際に相当の注意義務を行使し、すべての被害者とサヴァイヴァーのための保護と包括的な社会的・身体的・精神的・性と生殖に関する健康及び法的サービスとカウンセリングへの普遍的アクセスを提供するよう各国に要請する。

5. 特に関連法を廃止し、修正することにより、強姦、性的虐待または誘拐の加害者が、その被害者と結婚することにより、訴追と懲罰を免れることができるようにする規定を含め、子ども結婚、早期・強制結婚を可能にし、正当化しまたはこれに繋がるかも知れない規定を除去するよう各国に要請する。

6. 関連法の下での権利について女性と女兒に伝え、法律執行担当官を訓練し、子ども結婚、早期・強制結婚の事件をどのように扱うかを監視し、法的インフラを改善し、法的カウンセリング、援助及び救済策へのアクセスに対するすべての障害を除去することにより、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃することを目的とする法律の効果の実施と施行のための司法と説明責任メカニズムへのアクセスを確保するようにも各国に要請する。

7. 登録へのアクセスを妨げるすべての物理的・行政的・手続き的・その他の障害を明らかにして除去し、欠如している場合には、慣習的・宗教的婚姻の登録のためのメカニズムを提供することにより、特に農山漁村・遠隔地で暮らしている個人のための国民登録と重要な統計システムの一部として、いかなる差別もなく、普遍的にアクセスできる簡単で迅速で効果的な登録手続きにより、無料または料金の安い出生登録を含め、無料の出生登録及び婚姻・離婚・死亡届を確保する努力を強化するようさらに各国に要請する。

8. 国家が、性別、年齢別、障害別、地理的位置別、社会経済的地位別、教育程度別及びその他の重要な要因別の有害な慣行に関する量的・質的データの利用のみならず、子ども結婚、早期・強制結婚に関連する証拠に基づく好事例のジェンダー別データの収集、調査、普及を改善し、ポスト 2015 年の開発アジェンダの状況を含め、効果と実施を確保しつつ、強化の手段として、既存の政策とプログラムの監視とインパクト評価を強化する必要性を確認する。

9. 影響を受けるあらゆる問題への子どもと若者の意味ある参画と積極的相談を推進し、地域社会内でエンパワーされ、変革の担い手となるための情報、生活技術、機会を女兒と男児に提供する安全な場所、フォーラム、支援ネットワークを通して、子ども結婚、早期・強制結婚の否定的インパクトを含め、人権についての意識を生み出すよう各国に要請する。

10. 子ども結婚、早期・強制結婚の保健上の意味合いについて、地域社会内で意識啓発を推進し、対話に関わり、保健ケア施設と現代的形態の避妊を含めた性と生殖に関する保健情報、教育、サービスへの平等なアクセスを改善するよう各国に要請する。

11. 教育が、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、すでに結婚している女性、女兒、男児が、自分の生活についてより情報を得た選択をする助けとなる最も効果的方法の一つであることを認めつつ、人権教育と訓練、遠隔地域を含め、正規の教育を受けていない者のためのキャッチ・アップ教育・識字教育を含め、質の高い教育に重点を置くことを通して、女性と女兒の教育への権利を推進し、保護するよう各国に要請する。

12. 強制や差別や暴力を受けることなく、性と生殖に関する健康を含め、自分のセクシュアリティに関連する問題に関して自由に責任をもって管理し、決定する権利を含め、すべての女性と女兒の人権を推進・保護し、「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する権利を含め、すべての人権と基本的自由を可能にし、保護する法律、政策、プログラムを採用し、その実施を促進するよう各国政府に要請する。

13. 人道パートナーの支援を得て、当該地域社会及びその他の利害関係者と完全に協働して、介入を紛争防止、文民の保護及び情報とサービスへのアクセスに重点を置く努力に統合し、調和させることにより、人道状況及び脆弱な状況において、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃するための監視と介入を強化するよう各国に要請する。

14. 交通手段のようなインフラを改善し、別個の適切なトイレ施設、改善された照明、運動場及び安全な環境を提供し、学校及び地域社会で暴力防止活動を行うといった措置を通して、セクシュアル・ハラスメント、いじめ及びその他の形態の暴力を含め、子ども、特に女兒に対する暴力を禁止し、防止し、対処する政策を採用し、女兒に対する暴力に対する懲罰を確立し施行することにより、安全で暴力のない環境を確立することを含め、学校及び学校の行き帰りでの女兒の安全を改善することにより、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃するよう各国に要請する。

15. 被害者に与える害悪と社会全体にかかるコストに対する認識を高め、結婚を遅らせ、女兒が教育を受けることを保障することの利益に関して、未婚の女兒、すでに結婚している女兒、思春期の若者と女性、宗教指導者、部族指導者及び地域社会指導者、男性と男児及び家族のかかわりを含め、とりわけ地域社会内での討論の機会を提供することを含め、子ども結婚、早期・強制結婚の受容と継続を助長する社会規範、ジェンダー固定観念及び有害な慣行に対処するよう各国に要請し、その他の利害関係者を奨励する。

16. 貧困根絶努力において協力し、支援し、参加することにより、女性と女兒の福利が確保される環境を醸成するよう各国と国際社会に要請し、女性と女兒への投資とその権利の尊重、保護、成就が、子ども結婚、早期・強制結婚の有害な慣行をなくす最も効果的方法の一つであることを再確認する。

17. 関連利害関係者との協働で、女性と女兒に相続と財産権、女兒がその教育を継続するよう奨励し、生計の機会と生活技術教育を開発し、平等な政治参画と土地と生産資源を相続し、所有し、管理する権利のみならず、女性の完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークへの平等なアクセスを推進するための女兒、家族及び後見人のための直接的財政支援と少額貸付を含めた社会保護への平等なアクセスを保証することにより、子ども結婚、早期・強制結婚の牽引力としての貧困と女性と女兒の経済的機会の欠如と取り組むよう各国政府に要請する。

18. 子ども結婚、早期・強制結婚に従ってきた女兒と女性を支援する措置を取るようにも各国政府に要請し、特に安全なシェルター、カウンセリング及びその他の支援サービス並びに特に教育、保健、生計、自立、意思決定に重点を置くエンパワーメント・プログラムのような関連法と保護メカニズムの開発、施行、実施及び監視を強化するよう、国家とすべての関連行為者に要請する。

19. 子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除のようなすべての有害な慣行の撤廃に関する目標が、持続可能な開発目標に関する無期限作業部会の成果文書に含まれたことを歓迎し、開発と女性と女兒の

人権の完全実現に対する障害として子ども結婚、早期・強制結婚を認め、子ども結婚、早期・強制結婚の撤廃に向けた進歩を確保する手助けとなるように、ポスト 2015 年の開発アジェンダにこの目標を含めることに相当の配慮がなされる必要性を認める。

20. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃し、関連国内行動計画の枠組み内で、すでに結婚している女兒、思春期の若者及び女性を支援するために、国内・地域・国際レベルで、戦略と政策を開発し、実施する際に、加盟国と継続して協働し、支援するよう、関連国連機関、地域・準地域団体、市民社会及びその他の関連行為者と人権メカニズムを奨励する。

21. 普遍的定期的レビューを含め、人権理事会の関連プロセス、討議、メカニズムを含め、理事会の作業において、子ども結婚、早期・強制結婚が相当の注意を払われることを保障するよう各国及びすべての関連利害関係者を奨励する。

22. それぞれのマנדート内で、子ども結婚、早期・強制結婚の問題に相当の配慮が払われるよう人権理事会の関連特別手続と関連条約機関に勧める。

23. 子ども結婚、早期・強制結婚に対処し、この点で人権責務の完全実施に向けて各国と国際社会によるさらなる行動のための勧告を行うために、規則の戦略とイニシアティブのインパクトを見直し、討議する専門家ワークショップを第 34 回人権理事会前に開催するよう国連人権高等弁務官に要請する。

24. ワorkshop中に行われた討議に関する報告書を準備し、それを第 35 回人権理事会に提出するようも高等弁務官に要請する。

25. 第 35 回理事会で、子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、撤廃する努力の強化の問題の検討を継続することを決定する。

9. テロ対策中の人権と基本的自由の保護(A/HRC/29/L.12/Rev.1)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コロンビア、キプロス、チェコ共和国、フィンランド、ジョージア、ドイツ、グアテマラ、アイルランド、ラトヴィア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ペルー、サンマリノ、スロヴァキア、スペイン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

一般コメント: 米国、ラトヴィア

コンセンサスで決議を採択

10. 人権と文民による火器の取得、所持、使用の規制(A/HRC/29/L.18)

主提案国: ペルー、エクアドル

共同提案国: キューバ、ナイジェリア、ニカラグア、スイス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: ラトヴィア

票決前ステートメント: 米国、メキシコ、英国

賛成 41 票、反対 0 票、棄権 6 票で決議を採択

票決結果: 賛成 41 票: アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、ガボン、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、カザフスタン、ケニア、ラトヴィア、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ポルトガル、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 6 票: フランス、日本、韓国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

11. 汚職が人権の享受に与える否定的インパクト(A/HRC/29/L.19)

主提案国: モロッコ(諸国核心グループを代表)

共同提案国: オーストリア、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジ

ル、ブルガリア、チャド、キプロス、ドミニカ共和国、コンゴ民主共和国、エストニア、エチオピア、フィンランド、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、カタール、モルドヴァ共和国、ルワンダ、スロヴァキア、スペイン、スリランカ、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、英国、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

12. 付添いのない移動する子どもと思春期の若者と人権(A/HRC/29/L.24)

主提案国: エルサルヴァドル

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ハイティ、ホンデュラス、モロッコ、ナミビア、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、バレスチナ国、タイ、テュニジア、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: ボリヴァリアン共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

7月2日(木)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択

13. 南スーダンの人権、説明責任、和解を改善するための事実確認ミッション(A/HRC/29/L.8)

主提案国: 米国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、ブルガリア、カナダ、キプロス、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

一般コメント: 英国、アルバニア、パラグアイ、アルジェリア、ラトヴィア(欧州連合を代表)

採択前ステートメント: ブラジル

コンセンサスで決議を採択

14. 女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の促進: ドメスティック・ヴァイオレンスの撤廃(A/HRC/29/L.16/Rev.1)

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、コロンビア、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、フィジー、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ラトヴィア、リベリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ、英国、米国、ヴェトナム

修正案 L.26 の票決

賛成 13 票、反対 24 票、棄権 7 票で修正案を否決

修正案 L.27 の票決

賛成 13 票、反対 23 票、棄権 7 票で修正案を否決

修正案 L.28 の票決

賛成 14 票、反対 21 票、棄権 9 票で修正案を否決

修正案 L.29 の票決

賛成 12 票、反対 24 票、棄権 8 票で修正案を否決

パラグラフ 8a の票決

賛成 29 票、反対 5 票、棄権 12 票でパラグラフ 8a を留めることに決定

パラグラフ 9a の票決

賛成 30 票、反対 3 票、棄権 14 票でパラグラフ 9a を留めることに決定

修正案について

サウディアラビア、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、フランス、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ラトヴィア(欧州連合を代表)、アルゼンチン、ヴェトナム、ブラジル、日本、アルバニア

日本のコメント: 決議は留められ女性に対する暴力を撤廃する努力に対する支持を表明するべきであり、日本は、理事会がコンセンサスでテキストを採択するよう望む。

採択前ステートメント: アイルランド、米国、モンテネグロ
コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」と「世界人権宣言」の目的と原則を再確認し、

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び「障害者の権利に関する条約」を再確認し、女子差別撤廃委員会の関連勧告に留意し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「女性に対する暴力撤廃宣言」、「北京宣言と行動綱領」「国際人口開発会議行動計画」及びこれらの見直し会議の成果をさらに再確認し、

人権委員会の決議のみならず、女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する関連決議と 12 月 18 日の総会決議 69/147 を含めた総会の関連決議、及び安全保障理事会決議、婦人の地位委員会の関連決議と合意結論も想起し、

各国が、「北京行動綱領」と第 23 回特別総会の成果文書の完全で効果的で促進された実施を確保するためにさらなる具体的行動をとることを誓った「北京宣言と行動綱領」の 20 周年記念に関する第 59 回婦人の地位委員会で採択された政治宣言も想起し、

特に女性と子どもに対する暴力に対処する際に、保健制度の役割を強化することに関する第 67 回世界保健総会で採択された決議に留意し、世界保健機関の既存の関連作業に基づいて、特に女性と女兒及び子どもに対する対人暴力に対処するために、国内の多部門的対応内で保健制度の役割を強化するための世界行動計画の開発に関する最近の作業に留意し、

女性と女兒に対する暴力と闘う地域条約、文書及びイニシヤティヴが果たすことのできる重要かつ有用な役割を認め、

女性と女兒に対する暴力が、女性と男性の間の歴史的で構造的な力関係の不平等に根があり、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力が、その人権と基本的自由の享受を重大に侵害し、損ない、無にし、社会、経済、政治的意思決定への女性の完全で平等で効果的な参画に対する大きな障害となることを認め、

親密なパートナーからの暴力を含めたドメスティック・ヴァイオレンスが、依然として、世界全体にわたってあらゆる社会的地位の女性に悪影響を及ぼしている最も広がった形態の暴力であることに重大な懸念を表明し、そのような暴力が、女性の人権の享受の侵害であり、乱用であり、これを損なうものであり、従って受容できないものであることを強調し、

家庭の領域を含め、女性と女兒に対する暴力が、男性と同等に権利と自由を享受する女性の能力を著しく妨げる一形態の差別であることを認め、

ドメスティック・ヴァイオレンスを含めた女性と女兒に対する暴力が、特に重大な権利侵害または乱

用であり、社会的問題であり、不平等な力関係の表れであり、そのような暴力の底辺にあり、これを永続化するジェンダー固定観念と解け難く結びついていることも認め、一方、女性の経済的・政治的エンパワーメントを含めた女性のエンパワーメント、土地と資源への完全かつ平等なアクセスと管理、意思決定プロセスへの参画が、女性と女兒に対する暴力の底辺にある原因に対処することについての基本であることを強調し、

心理的、身体的、性と生殖に関する健康を含め、健康とすべての人権に対して、あらゆる年齢の女性に対するドメスティック・ヴァイオレンスが個人と家族に示す重大かつ長期的意味合いをさらに認め、

高齢女性、先住民族女性、移動女性及び障害を持つ女性のような重複し、重なり合う形態の差別を受けている者の脆弱性と彼女たちが直面している特別な暴力の危険を認め、彼女たちに対する暴力と差別に対処する緊急の必要性を強調し、

恥、汚名、報復の恐れ及び生計の損失または家庭所得の減少のような否定的な経済的結果が、大勢の女性と女兒が危険な関係を断ち切り、通報し、ドメスティック・ヴァイオレンス事件の証人となり、こういった犯罪に対する救済策と司法を求めることを妨げているという事実を強調し、

証人としてを含め、子どももドメスティック・ヴァイオレンスの被害者になることもあるということに深い懸念を持って留意し、

子ども結婚、早期・強制結婚が、個人、特に女兒をドメスティック・ヴァイオレンスを含め、生涯を通して様々な形態の暴力と差別にさらされ、遭遇する危険な立場に置くことを認め、

ドメスティック・ヴァイオレンスを含め、女性と女兒に対する暴力の危険と広がり、武力紛争と人道危機の状況で悪化することも認め、

1. 公的生活で起ころうとも、私的生活で起ころうとも、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、「女性に対する暴力」とは、あらゆる年齢の女性と女兒の身体的、性的または生理学的害悪または苦しみという結果となるまたは結果となる可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為を意味することを強調し、そのような暴力による経済的・社会的害悪にも留意する。

2. ドメスティック・ヴァイオレンスは、身体的・心理的・性的暴力、経済的剥奪と孤立及びネグレクトを含め、様々な形態をとることもあり、家庭または家庭的ユニット内で、普通、血のつながりがあり、親密な個人の間で起こることも強調する。

3. ドメスティック・ヴァイオレンスはジェンダー平等の達成と女性のすべての人権の完全実現に対する障害であることを認めつつ、ドメスティック・ヴァイオレンスは、女性と女兒に対する暴力の最も広がった最も目に見えない形態であり、その結果は長く続き、深く、被害者の生活の多くの領域に悪影響を及ぼすことに懸念を表明しつつ、ドメスティック・ヴァイオレンスを含め、あらゆる年齢の女性に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。

4. ドメスティック・ヴァイオレンスを含めた女性に対する暴力は、パターンとして女性に対する暴力を構成する一定期間にわたって起こるかも知れない孤立した行為または虐待的行動のパターンという形態をとり、サイバーいじめ及びサイバーストーキングのような行為を含むこともあることを認める。

5. 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難し、「女性に対する暴力撤廃宣言」に述べられているように、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような有害な慣行を含め、その撤廃という点での責務を避けるために何らかの伝統または宗教的配慮を引き合いに出すことを控えるよう各国に要請する。

6. ドメスティック・ヴァイオレンスは公共の懸念であり、国家は、ドメスティック・ヴァイオレンスに直面している者を含め、暴力に直面している女性と女兒の人権を保護・推進するための責任を有していることを強調する。

7. 対象を絞ったアクセスできるプログラムと政策を開発する努力の一部として、関連女性団体・男性

団体、国際団体・NGO 団体、民間セクター、メディア、宗教・地域社会グループ、宗教指導者、議員、女性人権擁護者を含めた人権擁護者及びその他の関連市民社会行為者によって行われるジェンダー平等を推進し、ドメスティック・ヴァイオレンスを防止し、対応し、女性と女兒を保護することを目的とするイニシアティブを支援するよう各国に要請する。

8. 以下を含めることにより、ドメスティック・ヴァイオレンスを防止する効果的行動をとるよう各国に要請する：

(a)これに限られるわけではないが、殴打、家庭内の女性と女兒の性的虐待、近親姦、持参金関連の暴力、婚姻内強姦、パートナーによる暴力、女性殺し、女性幼児殺し、激情の名の下に行われる犯罪、子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような女性と女兒にとっての有害な慣行を含む家庭内で起こる身体的・性的・心理的暴力と経済的剥奪がかかわる犯罪を公的に非難し、対処し、加害者を罰すること。

(b)侵害を防止し、女性と女兒のすべての人権の乱用を防止する手段を取り、女性と女兒を差別する慣行と法律を廃止することに特別な注意を払い、偏見、有害な慣行及びジェンダー固定観念を撤廃し、あらゆるレベルでドメスティック・ヴァイオレンスを含め、女性と女兒に対する暴力を容認しないことに関する意識を啓発すること。

(c)女性と女兒に対するドメスティック・ヴァイオレンスの構造的で底辺にある原因に対処し、ジェンダー固定観念を克服し、ジェンダーに基づく暴力と不平等を助長する商業広告によって永続化されるものを含め、ジェンダー固定観念を克服し、そのような暴力に対するゼロ・トレランスを推進し、暴力の被害者でありサヴァイヴァーであるという汚名を除去するための適切な資金を配分することを含め、包摂的な政策を開発し、見直し、強化する努力を促進し、このようにして女性と女兒が容易く暴力の発生を通報し、保護・支援プログラムを含め、利用できるサービスを利用することができる機能的で、アクセスできる環境を醸成すること。

(d)女性と女兒に対するドメスティック・ヴァイオレンスの抑止力としての加害者の説明責任を確保するために、司法とドメスティック・ヴァイオレンスに対する効果的救済策へのアクセスを確保すること。

(e)暴力または再被害の可能性のある犯行の危険を減らすために、親業の教育とプログラム及び子どもカウンセリング・サービスのようドメスティック・ヴァイオレンスまたはその危険にさらされている女性、家族及び子どもに関する効果的な予防措置を早い段階から推進すること。

(f)女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃する際に、男性と男児が果たすことのできる重要な役割を強調し、非暴力的行動、態度及び価値を強化し、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別の防止と撤廃及び暴力の世代間サイクルを断ち切るために、男児に対する暴力にも効果的に対応することの重要性において積極的役割を果たし戦略的同盟者となるよう男性と男児を奨励する措置を開発し、実施すること。

(g)女性と女兒に対する暴力を支える文化、態度、行為の変化を牽引する調整された様々な相互に補強し合う戦略に関する第一義的防止努力を推進すること。

(h)特に経済的自立を強化し、財源とディーセント・ワーク、土地及びその他の財産を所有し、アクセスし、管理する完全で平等な権利のみならず、特に経済的自立を強化し、包括的な性教育を含めた質の高い教育⁵への完全かつ平等なアクセスを女性に保証し、女性と女兒の相続権を保証する社会的・経済的政策を採用し、実施することにより、社会と意思決定プロセスへの完全かつ平等な参画を確保すること。

9. 以下を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスに対応するための効果的な行動をとるようにも各国

⁵ 性教育に関するユネスコ(2008年)国際技術ガイダンス: 学校、教員、保健教育者のための証拠の情報に基づいた取組は、性教育を科学的に正確で、現実的で、個人的な見解または基準に基づいて判断することを控えた情報により、性と関係について教える年齢にふさわしい、文化的に関連性のある取組と定義している。性教育は、自分自身の価値と態度を探求し、セクシュアリティの多くの側面についての意思決定と、コミュニケーション、危険削減スキルを築く機会を提供する。

に要請する:

(a)パートナーからの暴力と婚姻内強姦を含め、そのような暴力を禁止し、懲罰措置を定め、苦情を申し立て、証拠を提出したことに對する報復からの被害者と証人の保護を含め、そのような暴力に対する適切な法的保護を確立する法律を制定し、強化し、実施すること。

(b)必要ならば国内法の制定を通して、受けた害悪に対する公正で効果的な救済策にアクセスできるように、差別なく、司法、効果的な法的支援、自分の権利に関する情報への女性と女児の妨げられないアクセスを確保すること。

(c)女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、捜査し、罰し、安全で適切な苦情処理の道筋を提供することにより、ドメスティック・ヴァイオレンス行為に対する説明責任を確保するために相当の注意義務を行使すること。

(d)女性と女児に対する暴力加害者の態度と行動の変化を奨励し、もたらし、ドメスティック・ヴァイオレンス、強姦、ハラスメントの事件を含め、インパクトと効果を監視し、評価するのみならず、再犯の可能性を減らすために、一連の政策を生み出し、開発し、実施し、更生サービスの確立を支援すること。

(e)暴力に直面しているまたは暴力を受けたすべての女性がシェルター、法律・保健・心理カウンセリングとサービスを利用できる直接的保護と支援を提供するために、あらゆるレベルで包括的で、調整された、学際的で、アクセスでき、維持される、多部門的サービスを確立すること。

(f)ドメスティック・ヴァイオレンスの性質、発生、底辺にある原因及び短期的・長期的インパクトを知るために、法律執行、司法行政及び教育・保健セクターの関連公務員に訓練を提供すること。

10. 以下を含め、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者を保護するための効果的行動をとるよう各国に要請する:

(a)専門裁判所、保護命令、脅迫評価・危険分析ツールの使用、捜査と司法手続きのあらゆる段階で、証人としての特別なニーズに對処するための規定のような刑事・民事司法制度全体を通して、適宜、立法及びその他の措置を含め、それぞれの国内法制度の枠組内で、ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者を支援し、援助するために、関連する包括的で被害者を中心とした法的保護を提供すること。

(b)長期の宿泊へのアクセスを通じた援助、保護、支援のみならず、国立・独立女性シェルターとカウンセリング・センター、24時間のホットライン、社会的支援サービス、ワンストップ危機センター、子ども支援サービス、障害を持つ女性と女児を含めた女性と子どものための到達し易く、安全な支援を提供するスキル訓練と公営住宅サービスのみならず、適宜、警察と司法セクター、法律支援サービス、性と生殖に関する健康及び医療的・心理的支援とカウンセリング・サービスを含めた保健ケア・サービスにより、適切に資金提供され、効果的で調整された行動を含む、ドメスティック・ヴァイオレンスを含む女性と女児に対するあらゆる形態の暴力のすべての被害者とサヴァイヴァーのためのあらゆるレベルでの包括的で、調整された、学際的な、アクセスできる、維持され、多部門的なサービス、プログラム及び対応を確立すること。

(c)女性と女児の人権と自由を含めたすべての人権と基本的自由を推進・保護するあらゆるレベルでの責務を果たし、加害者を防止し、捜査し、訴追し、責任を取らせ、刑事責任免除をなくし、被害者とサヴァイヴァーのために適切な救済策へのアクセスを提供するために相当の注意義務を行使し、民事救済策、保護命令及び刑事的制裁の警察と司法による適切な施行を通して、女性と女児の保護とエンパワーメントを確保すること。

(d)ドメスティック・ヴァイオレンスの被害者を保護し、さらなるドメスティック・ヴァイオレンス行為を防止するために、すべての適切な措置が取られることを保障する警察と保健ワーカーの対応プロトコルを確立し、強化すること。

11. 人権には、強制や差別や暴力を受けずに、性と生殖に関する健康を含めたセクシュアリティに関連

する問題を管理し、自由に責任を持って決定する権利が含まれることを認め、政策と法的枠組の開発と施行を通して、産科フィステュラ及びその他の妊娠・出産の併発症を減らす熟練した出産介添えと緊急産科ケア、国内法で認められている場合には安全な人口妊娠中絶、生殖器官感染、性感染症、HIV 及び生殖器がんの予防と治療を含め、安全で効果的な現代的避妊法、緊急避妊、質の高い、包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービス、品物、情報及び教育を普遍的にアクセスでき、利用できるものにする保健制度の強化を含め、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」、これらの見直し会議の成果文書に従って、すべての女性の人権とその性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を確保するようにも各国に要請する。

12. データ収集プロセスで、機密性と倫理・安全性が考慮に入れられることを保障し、提供されるサービスとプログラムの効果を改善し、被害者の安全を保護し、加害者と被害者及び地理的位置の関係に関するデータのような性別データと適宜、警察、保健セクター、司法からのデータを含めた行政データの収集、調和及び利用を改善するよう各国を奨励する。

13. 2030 年までに、公的・私的領域における女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関するターゲットを含め、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに関する独立した目標の重要性を再確認し、その他のインプットも検討されるであろうことを認めつつ、ポスト 2015 年の開発アジェンダへのジェンダーの視点の統合とポスト 2015 年の開発アジェンダへの持続可能な開発目標の統合のための主要な基礎である、持続可能な開発目標に関する無期限作業部会の報告書に反映されているように⁶、すべての持続可能な開発目標へのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの主流化楽しみに待つ。

14. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者のマンデートと作業を歓迎し、女性に対する暴力と闘うための地域イニシアティブに関するテーマ別報告書⁷に留意する。

15. 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会は、その報告書の中で⁸、ドメスティック・ヴァイオレンスの広がりとその女性と社会全体に与える否定的インパクトを強調していることに留意する。

16. 第 29 回人権理事会で、女性の人権に関する丸 1 日の年次討議中に開催された女性と女兒に対するドメスティック・ヴァイオレンスに関するパネル討論を歓迎し、第 30 回理事会に討議の概要報告書を提出するよう、国連人権高等弁務官事務所に要請する。

17. 優先順位の高い問題として、年次作業計画に従って、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃、その原因と結果の問題の検討を継続することを決定する

15. 人権と気候変動(A/HRC/29/L.21)

主提案国: バングラデシュ、フィリピン

共同提案国: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フランス、グアテマラ、ハイティ、モーリタニア、ペルー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

一般コメント: 南アフリカ、米国、ラトヴィア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

16. シリア・アラブ共和国の重大で悪化する人権・人道状況(A/HRC/29/L.4)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、キプロス、デンマーク、エストニア、ハンガリー、アイスランド、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、

⁶ 総会決議 68/308 及び A/68/970 及び Corr.を参照。

⁷ A/HRC/29/27。

⁸ A/HRC/29/40。

ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、サウジアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、アラブ首長国連合、米国
一般コメント：米国、カタール、ラトヴィア(欧州連合を代表)、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、中国

当該国ステートメント：シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント：ブラジル、アルゼンチン、バングラデシュ、パキスタン

賛成 29 票、反対 6 票、棄権 12 票で決議を採択

票決結果：賛成 29 票： アルバニア、アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、アイルランド、**日本**、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、カタール、韓国、サウジアラビア、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、英国、米国

反対 6 票： アルジェリア、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズ・ボリヴァリアン共和国

棄権 12 票： バングラデシュ、コンゴ共和国、エチオピア、インド、インドネシア、カザフスタン、ケニア、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカ、ヴェトナム

17. ベラルーシの人権状況(A/HRC/29/L.12)

主提案国：ラトヴィア(欧州連合を代表)、ジブティ

共同提案国：クロアチア、キプロス、フランス、モンテネグロ、ニュージーランド、ソマリア

一般コメント：ロシア連邦、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国

当該国ステートメント：ベラルーシ

票決前ステートメント：ブラジル、メキシコ

賛成 21 票、反対 8 票、棄権 18 票で決議を採択

票決結果：賛成 21 票： アルバニア、アルゼンチン、ボツワナ、ブラジル、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、**日本**、ラトヴィア、モルディヴ、モンテネグロ、オランダ、パラグアイ、ポルトガル、韓国、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

反対 8 票： ボリヴィア多民族国家、中国、インド、カザフスタン、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

棄権 18 票： アルジェリア、バングラデシュ、コンゴ共和国、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、インドネシア、ケニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ニジェール、パキスタン、カタール、サウジアラビア、南アフリカ、アラブ首長国連邦

18. エリトリアの人権状況(A/HRC/29/23)

主提案国：ジブティ

共同提案国：クロアチア、キプロス、フランス、モンテネグロ、ニュージーランド、ソマリア

一般コメント：ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国、中国、ロシア連邦

当該国ステートメント：エリトリア

採択前ステートメント：ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

19. 社会フォーラム(A/HRC/29/L.5/Rev.1)

主提案国：キューバ

共同提案国：アルゼンチン、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、コロンビア、朝鮮民主主義人民共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、マレーシア、ニカラグア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、スリランカ、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

一般コメント：ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国、**日本**

日本のステートメント： 障害者を含め、すべての人々による人権の完全享受の重要性を認めるのでコンセンサスに加わる。しかし、決議案によって生み出されるマンデートの下での以前の討議は重複することもあり、従って予算資金の効果的利用を損なうであろう。

コンセンサスで決議を採択

20. 民主主義と人種主義は相容れないこと(A/HRC/29/L.1)

主提案国: ブラジル

共同提案国: アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チャド、コロンビア、キプロス、フランス、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、ルクセンブルグ、マリ、モンテネグロ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ロシア連邦、スペイン、タイ、トルコ、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

7月3日(金)午前

議事項目 1(継続)

決議の採択

21. 人権理事会の効率の強化(A/HRC/29/L.34)

提案者: 議長

一般コメント: ロシア連邦、米国、**日本**、エストニア、ヴェトナム、アルジェリア、メキシコ、

日本のコメント: 議長のイニシアティブを支持するが、経費と予算への影響の真剣な見直しを要請する。日本はこの決議のコンセンサスに加わる。

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国

22. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況(A/HRC/29/L.30)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

当該国ステートメント: ミャンマー

採択前ステートメント: キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

23. 家庭の保護: 特に貧困根絶と持続可能な開発達成におけるその役割を通じた家族のための適切な水準の生活への権利の実現への家庭の貢献(A/HRC/29/L.25)

主提案国: サウディアラビア、エジプト

共同提案国: アルジェリア(アフリカ諸国グループを代表)、バングラデシュ、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルキナファソ、中国、コートジボワール、ジブティ、エルサルヴァドル、赤道ギニア、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、モルディヴ、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、テュニジア(アラブ諸国グループを代表)、カタール、ロシア連邦、スリランカ、テュニジア、ジンバブエ

修正案 L.37 の票決

提案国: 南アフリカ

ノーアクション・モーションに賛成: ロシア連邦、中国、インドネシア

ノーアクション・モーションに反対: ブラジル、英国

賛成 22 票、反対 21 票、棄権 3 票で、ノーアクション・モーションを決定

修正案 L.38 の票決

提案国: ノルウェー

修正案 L.38 に反対: ロシア連邦

賛成 18 票、反対 23 票、棄権 5 票で修正案 L.38 を否決

修正案 L.39 の決定

提案国: ウルグアイ

修正案 L.39 に賛成: ロシア連邦

共同提案国修正案 L.39 を承認

修正案 L.40 の票決

提案国: ノルウェー

票決前ステートメント: ノルウェー

賛成 19 票、反対 23 票、棄権 4 票で修正案 L.40 を否決

修正案 L.41 の撤回

提案国パキスタンが修正案 L.41 を撤回

一般コメント: カタール、エストニア(諸国グループを代表)、ロシア連邦、バングラデシュ、アルジェリア、アイルランド、アラブ首長国連邦、シエラレオネ、モロッコ、インドネシア、米国、パキスタン、カタール

票決前ステートメント: オランダ、モロッコ、メキシコ、ラトヴィア、南アフリカ、パラグアイ
口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

全ての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護に関する議事項目の下で採択された決議に関する票決前ステートメントと一般コメント

旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国(L.18 に関して)、日本、米国、シエラレオネ、キューバ、南アフリカ(L.27 に関して)

日本のステートメント: パネル討論を要請しているいくつかの決議の主提案国は、決議の実施に必要な予算資金を見直すことが必要である。

決議の採択(継続)

24. 人権の分野でのウクライナへの協力と支援(A/HRC/29/L.9)

主提案国: ウクライナ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国

一般コメント: ラトヴィア

票決前ステートメント: ロシア連邦、ブラジル、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、パラグアイ、インドネシア、アイルランド、米国、サウジアラビア

賛成 21 票、反対 6 票、棄権 20 票で決議を採択

票決結果: 賛成 21 票: アルバニア、ボツワナ、コーティヴォワール、エストニア、フランス、ドイツ、ガーナ、アイルランド、日本、ケニア、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、シエラレオネ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、米国

反対 6 票: ボリヴィア多民族国家、中国、ロシア連邦、サウジアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 20 票: アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ブラジル、コンゴ、エルサルヴァドル、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、カザフスタン、モロッコ、ナミビア、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、カタール、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェトナム

7月3日(金)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

25. 人権の分野でのコーティヴォワールの能力開発と技術協力(A/HRC/29/L.13/Rev.1)

主提案国: アルジェリア(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: クロアチア、グルジア、ホンデュラス、アイルランド、イスラエル、イタリア、ルクセンブルグ、モルディヴ、ニュージーランド、ポーランド、トルコ

一般コメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国
当該国ステートメント: コーティヴォワール
コンセンサスで決議を採択

26. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるすべての国際法違反に対する説明責任と司法の確保(A/HRC/29/L.35)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、キューバ、エクアドル、ナミビア、ニカラグア、チュニジア(アラブ諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

当該国ステートメント: イスラエル、パレスチナ国

票決前ステートメント: ラトヴィア(欧州連合を代表)、米国、フランス、サウジアラビア、パラグアイ、英国

賛成 41 票、反対 1 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 41 票: アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、中国、コンゴ共和国、コーティヴォワール、キューバ、エルサルヴァドル、エストニア、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、インドネシア、アイルランド、日本、カザフスタン、ラトヴィア、モルディヴ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、パキスタン、ポルトガル、カタール、韓国、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、アラブ首長国連邦、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム

反対 1 票: 米国

棄権 5 票: エチオピア、インド、ケニア、パラグアイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国

パレスチナ及びアラブ被占領地の人権状況に関する議事項目の下での決議の採択前ステートメントと一般コメント

カザフスタン、インド

特別手続マנדート保持者の任命

人権理事会議長:

1. Ikponwosa Ero(ナイジェリア)を白皮症患者による人権享受に関する独立専門家に
 2. Monica Pinto (アルゼンチン)を裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者に
 3. Joseph Cannataci (マルタ)をプライバシーへの権利に関する特別報告者に
 4. Dubravka Simonovic (クロアチア)を女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者に
 5. Leigh Toomey (オーストラリア)を西欧及びその他の諸国からグループからの恣意的拘禁に関する作業部会委員に
 6. Tae-Ung Baik (韓国)をアジア太平洋諸国グループからの強制または任意によらない失踪に関する作業部会委員に
- エストニア、米国、パラグアイ

全ての決議に関する一般コメント

パキスタン、ポルトガル、エルサルヴァドル、フランス、アルジェリア

全ての決議に関するオブザーヴァー国による一般コメント

南スーダン、エジプト、マルタ、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、コロンビア、カナダ、スイス(リヒテンシュタインと共に)

アクセス可能性に関するタスク・フォース報告

Juan Esteban Aguirre Martinez 人権理事会副議長
報告書を採択

会期報告書

Joachim Ruecker 人権理事会議長、Mothusi Bruce Rabasha Palai 人権理事会副議長
報告書を暫定的に採択

閉会ステートメント

アルジェリア(アフリカ・グループを代表)、国際人権サービス(ISHR)(CIVICUS---世界市民参画同盟、国際人権同盟連盟、第 19 条---検閲反対国際センター、同盟レインボウ社会インターナショナル、人権ハウス財団、アジア人権開発フォーラム、国際レズビアン・ゲイ・トランス・インターセックス協会との共同声明)

次回人権理事会は、2015 年 9 月 14 日から 10 月 2 日まで

以 上